

平成24年6月第9回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成24年6月16日第9回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木洋子	2 番	高野孝一
3 番	熊田芳子	4 番	小野一雄
5 番	佐藤正司	6 番	安藤美重子
7 番	百井いと子	8 番	鈴木高行
9 番	鈴木邦昭	10 番	渡邊健一
11 番	四宮規彦	12 番	高野進
13 番	熊澤勇	14 番	佐藤アヤ
15 番	島田金一	16 番	鞠子幸則
17 番	佐藤實	18 番	安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
企画財政課 復興管理専門官	山 中 松 樹	用 地 対 策 課 長	佐 々 木 人 見
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫
健 康 推 進 課 長	佐 々 木 利 久	農 林 水 産 課 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長 復興まちづくり 課 長	酒 井 庄 市 高 橋 伸 幸	都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長	日 下 初 夫 作 間 行 雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 久 子
監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	参 事 兼 庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 8時59分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、3番 熊田芳子議員、4番 小野一雄議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付したとおりであります。

順次発言を許します。

9番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭でございます。

通告に従いまして、今回は2項目質問いたします。

まず、1項目。災害の取り組みについて2点質問いたします。

1点目は、互理町の沿岸部に津波監視用のカメラを設置してはいかがかということについて質問させていただきます。

昨年の東日本大震災で亘理町も甚大な被害を受けたあの大津波、一体だれが予想したでしょうか。津波が来るぞとの警報を聞いても、沿岸部の方々、まさかここまでは来ないと思うという方が多かったと聞きました。また、漁業関係者の方からもお聞きいたしましたが、以前、津波は来たけれども亘理では50センチぐらいいしか上がらなかった、今回もそのくらいではないかと話していた方がいたそうです。

昨年の東日本大震災の被災した地域の状況をインターネットで私は、青森、岩手、宮城、福島、各県沿岸部、映し出されておりましたのでほとんどの映像を何度も見ました。その中で、津波警報を発するとき津波が見えた場所と、見えない場所から警報を発するとき、危機感・緊迫感が余りにも違いがあり過ぎるのではないかと思います。

ある地域でしたけれども、ちょっと紹介したいと思います。地域名は控えさせていただいて〇〇とさせていただきます。防災無線からは「〇〇からお知らせいたします。〇〇県沿岸に大津波警報が出されております。当地方でもかなり高い津波が観測されております。沿岸部の方は直ちに高台などに歩いて避難してください」。それを、余りにもゆっくりした口調で、しかも歩いて避難してくださいと警報を発しているんです。やはり、緊迫感のない口調では大きな津波が来ないと思うのが人間の心理ではないでしょうか。この津波を知らせる方も、沿岸部にどれほどの津波が来ているのか見えない、そういった中で警報を発していると思います。大きな津波が沿岸地域を襲っているのが見えれば、もっと緊迫感・危機感を持って知らせたのではないかと思います。

中でも、特に危機感を持って警報を発していた地域がありました。これは南三陸町でした。今まさに目の前に津波が来ている、これが見えたと思います。切羽詰まった声で、早く高台に逃げてくださいと何度も警報を発しておりました。津波が見えたからあのように必死に避難を呼びかけたと思います。しかし、この方は最後の最後まで避難を呼びかけながら、最後には津波でお亡くなりになったとお聞きいたしました。

亘理町も沿岸部で、インターネットで放映されておりましたけれども、警報を発した場所は全く海の様子が見えない、状況もつかめない、どのくらいの津波が来ているかわからない。その津波の大きさが見えれば、もっと緊迫した注意の喚起ができるのではないのでしょうか。今後、二度とこのような津波は来てもらいたくない。

しかし、自然災害は予測がつきません。いつまた来るかわかりません。津波災害に備えて一人でも多くの町民の命を守ることが急務であり、防災・減災対策が大事ではないでしょうか。堤防や道路はかさ上げしました。防災無線、デジタル化しました。しかし、どのぐらいの津波が来たかわかりませんでは、津波に対する対策はなされていないのと同然と思います。そのためにも、亙理町南部に津波監視カメラを何カ所かに設置し、監視カメラで津波災害に備える万全な体制をつくるべきと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） それでは鈴木邦昭議員にお答えいたします。

亙理町の復興の第一段階といたしましては、まずもって荒浜海岸を初めといたします各防潮堤の復旧が、安全・安心、そして元気のあるまち亙理町を実現する上で最重要課題とされているところでございます。現在は建設着工に向けた地盤のボーリング調査等が行われておるところであり、少しでも早い完成を待ち望んでおるところでございます。これについては、今年9月本格的な工事着工、そして、平成27年度完成予定ということでございますけれども、これについても一日も早い完成をお願いしておるところでございます。

そういう中で、ご質問の亙理町沿岸部に津波監視カメラの設置についてでございますけれども、設備一式を整備するにも多額の費用が見込まれるため、現段階での導入は難しいと考えておるところでございますけれども、しかしながら、今年度、わたり温泉島の海の屋上にNHK放送局のライブカメラの設置について現在、協議を進めておるところでございます。また、国土交通省の仙台河川国道事務所のほうで現在、阿武隈川河口部と山元町の海岸部に同じようにライブカメラの設置が計画されておりますので、町といたしましても今後、これらの活用をうまく図れないかどうかということで協議を重ね、これから検討してまいりたいと思っております。

なお、この津波監視カメラについては、宮城県町村会といたしましても国に強く要望をしてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 災害対策の一環として、また、今後のことを考えるに当たり、津波の状況が見えることにより、緊張感・緊迫感を持った注意の喚起ができ、そして一人でも多くの町民を守る。そのためにも津波を監視する監視カメラの設置が必要で

はないかと、このように思います。

2点目に入ります。現在、全国の自治体で災害時、被災者の方々のためにマンホールトイレの整備が進んでいるようですが、亶理町でも災害避難場所となっている各学校等に災害対応型マンホールトイレの設置の考えはいかがということで質問させていただきます。

マンホールトイレは、平成7年に発生した阪神淡路大震災のとき、避難場所等にあるトイレの不足、仮設トイレを設置したが仮設トイレ等の汚物が流せない状況にある、ひどいところは使用不能のところが発生し、本当に不便が生じたそうです。このときを契機に、マンホールトイレが導入されました。現在、宮城県で装備されているのは、東松島市だけということです。また、岩沼市でも設置に向け検討中ということをお聞きしました。

私は、5月初めに東松島市役所を訪問し、いろいろ説明を受けて視察してまいりました。東松島市では、亶理町と同じく災害に強いまちづくり、安心・安全なまちづくり、これをスローガンとして掲げておりました。その中で、下水道施設も地震対策が必要であるという意味から、全部で16カ所、マンホール128基計画し、平成21年度より工事を進め、現在、7カ所53基完了しているということです。しかし、そのうち3カ所を今回、東日本大震災の津波で3カ所被害を受け、使用できなかったということでした。

このマンホールトイレはどういうものかと言いますと、敷地内に汚物を流す貯水槽をまず設置します。そして、下水道を敷設して本管と接続するというので、そして、マンホールを一定間隔で設置していきます。その上で、災害発生時にテントを張って、そしてマンホールの上にテントを張って、その中に簡易トイレを設置する。そして、用を足した後は、直接下水道に流れる仕組みになっておりました。ただし、テントということを行いましたけれども、テント式ですと非常に風で壊れやすいということをおっしゃって、若干金額は高くなりますけれどもパイプ式のほうが強いということで、東松島市では急遽、全部パイプ式に変えたということをおっしゃっていました。

このマンホールトイレの設置については、下水道総合地震対策事業として、地方整備局が窓口で国から2分の1の補助がされると聞いております。私も仙台の地方整備局に直接電話して確認しました。間違いなく2分の1補助するということを確認

認しました。

亙理町では、昨年の震災後、各学校等に避難された方々は、トイレ不足で長い行列ができ、避難された皆様、本当に不便な思いをされたと思います。特に、女性の方々は長い行列で大変不便な思いをされたと思います。何日かして仮設トイレが設置されましたけれども、今度はご年配の方々が不便を感じておりました。仮設トイレは高い段差があり、一人で仮設トイレに入ることができない、そういったご年配の方がおりました。身内の方に手を貸していただいて、そしてトイレに入っているという方もいらっしゃいました。そういった点では、このマンホールトイレは、段差はなくバリアフリーになっております。ご年配の方々には優しいトイレになっております。そういう意味におきまして、災害時の緊急避難場所になる学校等の敷地内に亙理町としてマンホールトイレの設置計画の考えについて、町長のご見解をお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

今回の東日本大震災時には、町内の避難所において、7カ所でもございましたけれども、最も多いときで吉田小学校には約1,700人、そして亙理中学校には約1,400人、逢隈小学校が約1,310名、そして、亙理小学校と亙理高校でそれぞれ850人の避難者がありました。合わせますと約6,000人を超える避難者がこの各小中学校に避難されたわけでございます。震災当日から数日間は、電気、上水道などいわゆるライフラインが遮断された状況であり、本当に避難された方々にご不便をおかけしたと思っておるところでございます。

そういう中で、汚水処理施設においては、岩沼市沿岸部にありました県南浄化センター、これについては県の施設でございますけれども、これも被災したということ、そういう中で下水道処理が全く機能しなかったことも事実であります。このようなことから、今回の震災時には、まず避難所における水洗トイレ用の水の確保を優先的に行ったと。その中で、やはりプールの水を使用させていただいたということでございます。その後に屋外用の仮設トイレの設置に至った経緯があります。それらについてもボランティアの方々のご支援もいただきながら、これらの整備、そして、トイレ利用者についての利用等の内容等についてもいろいろと対応していただいたところでございます。

そういう中で、やはり今、お話のとおり、簡易の学校施設内のマンホールそのものの設置については、やはりこれから国土交通省等と協議を重ねながら検討してまいりたいと思っております。と申しますのは、現在の各体育館等に避難する、そしてトイレを使う、水洗。それから、校庭にマンホールを新たに設置するその箇所づけ。そして、隣接する本管の道路までの道路に入っている本管の高さの問題、それとの、今回、マンホールを設置した場合の勾配の問題、それらも十分調査しないと、亘理の場合は、皆さんご案内のとおり平坦地に学校あるいは道路等があるので、その勾配、そして本管の道路のマンホールの深さ、それがなければできないと思っておりますので、それらの工法等を含めながら今後、検討をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。マンホールトイレは、災害発生時における公衆衛生の観点から、し尿処理の必要もなく有効なもので、緊急避難場所となる学校施設の防災機能の向上には大変重要と思ひます。今後の避難所の防災施設整備等については、ぜひ設置していただきたいと思ひます。

2 項目めは、通学路の安全確保について質問させていただきます。

亘理町内における通学路の危険区域及び通学路の防犯灯設置状況等安全対策についてお伺ひいたします。

まず、毎朝、雨の日も雪の日も児童生徒のために危険な通学路に立つ各見守り隊の方々には本当に感謝申し上げます。さて、皆様もニュース等でご存じと思ひますが、本年4月23日、京都府亀岡市で集団登校中の小学生の列に無免許の少年が運転する軽乗用車が突っ込み、児童2名、保護者1名の3名が亡くなられております。そして、児童1名が重体、6名が重軽傷という痛ましい交通事故が発生いたしました。また、お亡くなりになられた保護者の方のお腹には、7カ月になる小さな命が宿っていたということでした。その4日後には、千葉県館山市で児童1名死亡、同じ日に愛知県岡崎市では2名の児童が重症、5月14日には大阪府中央区で小学校1年生の児童が死亡、通学途中の事故が立て続けに発生しており、何ら落ち度のない幼い命が無残にも奪われる悲劇が続きました。一体どうしてこのような悲惨な事故が相次ぐのか、これは人ごとではなく、亘理町におきましても児童生徒を持つ保護者の皆様方は心配を募らせていると思ひます。警察庁の統計によれば、登下校中の

交通事故で死傷した全国の児童数は昨年1年間で2,485人、これに上るそうです。その多さに驚かされました。これでも過去5年間で最も少ない数だそうです。このような事故が相次ぐ中で、亘理町ではどうか、亘理警察署へ行って確認してまいりました。幸いにも、通学時の児童生徒が巻き込まれた事故はゼロということでした。しかし、安心はできません。

私のもとに小学生、中学生のお子さんを持つ保護者の方より声が寄せられ、登下校時の危険箇所にも私も行って確認してまいりましたけれども、児童生徒が通学路としている道路、車幅を拡張しなければ危険なところがありました。歩道をつくる、または整備をしなければ危険だというようなところもありました。また、踏切の拡張をしないと大変危険な箇所もありました。また、狭い通学路が生活道路と重なり、朝の通勤車が徐行もしないで走り去っていく。これは車の運転者のモラルにもよりますけれども、しかし、注意を喚起する看板が立っていない。危険と思われる場所には地域の方々に看板をつくり、「児童が横断します」という立て看板もありました。それぞれの地域に危険な箇所がまだまだあります。

また、防犯灯に関しても、特に冬場は日の沈むのが早い。部活動で遅くなり、暗いところがあり危険だ。その中で、ぜひ防犯灯をつけてもらいたいという声も聞きます。そういった中で、まず、先入観を持たず、児童生徒の視点で町内の通学路の安全調査を実施する。要するに役場主導で、警察、教職員、保護者、こういった方々で構成する、仮称ですけれども通学路安全対策協議会、こういった協議会でもつくって、通学路に危険・盲点はないか調査・点検を行っていただき、児童生徒の皆さんが安全・安心して通学できるよう必要措置を講じ、通学路の安全対策を確実に実施すべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 教育委員会関連でございますので、教育長のほうから答弁をさせます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鈴木議員にお答えいたします。

毎朝、見守り隊の方々が子供たちの安全な登校ということで、毎日ご協力していただいていること、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げたいというふうに思っているところでございます。

さて、各学校で通学路を指定する際には、必ず実地調査、そしてまた、特に交通量やあるいは交通安全施設の整備状況、川あるいは踏切などの危険箇所の有無などを十分に考慮しまして、教育委員会の承認を得て各学校の校長が決定し、通学路を指定しているわけでございます。

また、各学校では学校安全の日というのを必ず設定しております。月1回、校舎内外だけでなく通学路も含めて安全点検をしております。点検を行って危険箇所がある場合は近くの迂回路を指定したり、あるいは、迂回路がない場合には児童生徒に危険箇所の状況をしっかりと教えて登下校の注意指導を行っております。また、学校によっては、危険箇所があると直接、教員がその場所に行きまして、子供たちの登下校の安全確保に直接、指導を行っているやに聞いております。さらに、安全施設の不備がある場合には、関係機関に改善の要望を出して対応していただいているところでございます。

なお、文科省のほうから通知が来まして、通学路の安全というようなことで各学校でまず調査するよというふうなことの通知が来ております。それを教育委員会のほうに集約しまして県のほうを通して文科省のほうに提出するわけですが、これについては、教育委員会も、あるいは関係機関、警察等も含めながら、安全点検を夏休み中あたりにしっかりとやっていきたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、防犯灯の設置でございますが、通常は行政区長からの要望によりまして、設置工事まで町が実施しまして、その後の管理等については行政区にお願いしているところでございます。しかしながら、今回の東日本大震災によりまして被災した荒浜小学校と荒浜中学校へ通学している児童生徒については、校舎が復旧するまでの間、逢隈小学校と逢隈中学校を使用しております。また、長瀬小学校に通学している児童についても、同じく吉田中学校を使用している現状であります。それによりまして、現在は本郷地区から通う生徒については、高須賀公会堂北側の十字高須賀線を利用しております。さらに、公共ゾーンの応急仮設住宅から通学している生徒についても、互理下郡線と互理浜吉田線を利用しているために、それぞれの通学路に新たな防犯灯を設置し、管理等についても町で行っております。さらに今後も防犯及び安全対策を講じていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 現在、復旧・復興に向け、がれき等を運搬する大型車が大量走行しております。その中で通学している児童生徒、また、狭い通学路と生活路が一緒になっている。本当に安心はできません。ぜひ児童生徒の皆さんが安全・安心して通学できるよう、通学路を再度、総点検して、より一層安全対策を強化し、危険な場所があればすぐ整備していただき、また、踏切に関してはJRとしっかり協議をしていただいて安全確保に力を入れていただきたいと強く要望し、以上で私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、12番。高野 進議員、登壇。

〔12番 高野 進君 登壇〕

12番（高野 進君） 12番、高野 進でございます。

私は、震災復興交付金と放射能についての二つ、一般質問をいたします。

なお、この一般質問の通告は、念のため、5月2日に提出しております。ちょうど45日前。したがって、その間に事情が変化する変化しております。それらを含めて、確認も含めて、一問一答ですので簡単に質問をいたします。なお、町長のほうからも明快、簡潔な答弁を願いたいと思います。

では、まず一つ目、震災復興交付金についてであります。

平成24年度、今年度ですが、当初、震災関連事業の総予算は48事業、約515億円であります。この予算は財源の裏づけのない中で審議された、どちらかというと今までと違った異質な予算であると思います。果たしてこの事業の着手、遂行が可能なのかどうか、3点質問をいたします。

1点目。第1回目申請の震災復興交付金の配分額が少なかったのはなぜかということでもあります。既に済んだことでございますけれども、前置きいたします。第1回目の申請の総額は約196億円で、配分の総額は約104億円でした。52%であります。るる、某県の知事が「復興庁ではなくて査定庁だ」なんていうことを言っておりますけれども。そこで、主な次の4事業について、配分額が少なかったその理由をお伺いいたします。

1点目、地域交流拠点施設整備事業。第1回目の申請額は約1億5,000万円、配分額は6,000万円であります。約40%。続いていきます。第2回目の配分、これは

今月の6月6日、当局から伺いました。セットでいきます。第2回目も含めると、第1回目の申請が1億5,000万円、配分総額もやはり1億5,000万円。まさに要求どおりという、つい最近の結果になりますので、これについての答弁は不要というふうに私から申し上げたいと思います。

次に、いちごファーム造成事業。第1回目の申請額は1億8,000万円であります。約でいきます。配分額は約160万円、0.8%。これじゃあとんでもない、とてもじゃないけれどもできないだろうということで、6月6日、第2回目の配分がございました。1回目と2回目の配分額、加えますと約1億8,500万円。若干、細かく言うと少ないんですけども、要求どおりということでございます。これも先ほどの話と同じように答弁は不要ですが、もし何かここで補足があればお伺いしたいと思います。いかがですか。なければ、次にいきます。

さらに、いちご団地造成事業でございます。第1回目の申請額は約116億円、配分額は約8,000万円。ほんのわずかです。0.7%。第2回目の配分額、先ほどお話ししたとおり、6月6日で私どもわかったんですが、配分総額は83億4,000万円。当初の116億円から比べますと約33億円不足であります。これについてですが、減額になった理由をここで質問したいと思います。ご答弁願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野 進議員にお答えいたします。

初めに、本町の本格的な復興を図るためには、やはり国の財政支援なくしては復興ができ得ないと思っておるところでございます。今回の震災復興交付金につきましては、国の発表では実質100%という補助率ということで、例外的な補助率と思っておるところでございます。今回のこの復興交付金そのものについては、復興庁が国の窓口になりまして、今、高野議員さんからお話のとおり、第1回目、そして第2回目の事業計画ということで申請、そして配分可能額が示されたところがございます。

新聞報道で皆さんもご案内かと思えますけれども、一部事業につきましては、やはり第1回目については国と地方公共団体との考え方の違いもあったのかなと思っております。と申しますのは、やはり復興庁そのものが出てから間もないということで、復興庁の職員そのものについては、各省から復興庁に入ったということで、その事業内容そのものについてはなかなか、精査する、あるいは地方公共団体との

コミュニティがなかなか進まなかったのが一つの原因ではなかろうかと思っておるところでございます。これらについては、今後ともこの復興交付金の申請に当たり、国・県を通じ、それらについての確保について努力をしてみたいと思っておるところでございます。

第1点目の地域交流拠点施設整備事業、これについては今回、1回目では申請いたしました但しなかなか、これについては第2回目以降に申請していきたいと思っておるところでございます。これでいいの。3番目までいいの。（「いちご団地造成事業はなぜ減額されたのか」の声あり）

いちご団地そのものついての減額については、先ほど申したとおり、国の考え方と地方公共団体の要望しておったいちご団地そのものについての国のほうのご理解ができ得なかったということ。しかし、今回の2次交付金においては満額に近い交付があったということで、これらについても現在、イチゴ栽培農家等、そしてJAさんともいろいろと協議を進めながら、早く造成事業をしながら再生に向けた取り組みを行ってまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） ただいまの答弁なんですが、いちご団地造成事業、満額に近いということでしたし私も承っておりましたが、これは、精査して少なく申請したから満額になったんじゃないかなと、私の調べで思うんですが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、国と復興庁との調整の中で、やはり農家に対する補助金が100%である、その中での1戸当たりの交付額が膨大な額になるということから、ぜひもう少し耕作面積を縮小してもらいたいということございまして、必ずしも、減額されたということで、国の予算の中での配分額の中でおさめていただきたいということで、若干ではありますけれども最初の申し込みより80%程度の内容にいたしましたところでございます。これは、協議の中での内容ということでご理解願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 理由はわかりました。この件については、また後ほど質問いたします。

次に4番目ですが、荒浜地区漁業集落防災機能強化事業、申請額が1億1,000万

円、配分ゼロということですが、これは何か手違いですか。何かありましたか、お伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この荒浜地区漁業集落防災機能強化事業につきましては、ご案内のとおり、荒浜地区におきますところの津波防災対策の二線堤機能、つまり多重防御を持つ機能ということで、T P、すなわち高さ5.0メートルの胸壁を漁港西側に整備をいたしまして、災害に強いまちづくりを推進することを目的とした事業となっております。

復興庁から示された見解では、当該施設が国等で整備を予定している一次防潮施設の機能強化をするものであり、二線堤の機能、すなわち多重防御については再調整が必要となったものであります。これからも鋭意努力してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） これからの発言も若干数字が入りますので、違ったらご指摘をいただきたいと思っております。

2点目。今、四つの事業を申し述べましたけれども、今後どうするのかということでございます。先ほども申し述べたとおり、第2回目の配分が決まりました。6月6日説明あり。この2回目の配分額を含めての質問になります。

まず、地域交流拠点施設整備事業、先ほどのものですね。申請額ではなくて配分額が約1億5,000万円で、今度は申請額じゃなくて、当初予算額1億8,700万円あります。予算額の81%。不足額が約3,600万円ということでいけば、当初の事業化は可能かどうかお伺いをいたします。（「第2点目を言ったの」の声あり）2点目の。（「どこだか飛んでいるからわからない。どこに行ったかわからない」の声あり）

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 通告書ですが、(2)ですね、上記4事業をどうするか。そこで、また戻って①、上のほう、地域交流拠点施設整備事業。総予算額が先ほど申し述べましたとおり1億8,000万円あります。配分額が1億5,000万円、約3,000万円、細かく言うと3,600万円当初の予算からなくなるわけ。これで事業は可能ですかということをお伺いしているんです。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これらについては、現時点では可能とっておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 要は、事業縮小するとかそうじゃなくて、当初の予定事業で可能だということになりますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これについては、国とさらに調整をしながら協議していかなければならないとっております。これについては、やはり町だけでなく、県が中に入りまして、国との三者に伴います協議が必要ということでの考え方でございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 次に、いちごファーム造成事業。当初の予算は154億円でございます。配分額は……。失礼。話を戻します。いちごファーム造成事業、当初の予算は約5,000万円、5,016万円ですが、5,000万円でした。（「違うよ」の声あり）いちごファームです。造成団地じゃなくて。違ったら数字、言ってください。配分額は1億8,000万円。そうすると、過剰額が1億3,000万円と、私の数字であります。違ったら言ってください。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 高野 進議員、いちごファーム造成事業だけの第2回目の交付事業費については、2億4,400万円ということで私認識しております。そういうことでよろしいでしょうか。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 数字が大分違って申しわけありません。そうすると、年初の当初予算は約5,000万円なんですよ。2億4,000万円も配分となれば、ざっと2億近く過剰に配分されたということにそろばん上、なるわけ。要するに、これをどうするかということでございます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 当初予算についてはまだ国のほうでもはっきりしておりませんでしたけれども、やはりこれらの事業を早くやるためには、調査・測量・設計というよ

うな形で一応予算措置をさせていただいたわけですが、そのうち、国あるいは県との調整の中で、先ほどいちごファームについては2億4,400万円の交付決定を受けたところでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） そうしますと、さらに次にいきます。今度はいちご団地造成事業。年初予算が154億円。私は再度申し上げます。年初の予算は154億円であります。配分額が83億4,000万円。今さっきの町長の答弁もありますが、事業を縮小してやっていくんだということで念を押ししたいんですが、よろしゅうございますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 当初予算そのものについては今、ご案内のとおりでございますけれども、事業縮小だけでなく、やはりイチゴ農家の方々の、栽培する方々の関係の数の問題、そして1人当たりの面積の確保の問題、それらについて、町とJAさんと農家組合とかいちご団地の方々と調整の中でこの面積が減ったということと、さらには、国の予算の関係で当初予算よりも減少になったということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 3点目にいきます。

今まで申し述べてきたわけですが、国・県の都合もあるということで、事業全体の見直しが必要ではないだろうかということが私の問いかけでございます。予算は予算と言いながらも、当町の年初予算は震災関連予算515億円です。第2回目の配分額も加えますと290億近く。ということになりますと、五十五、六%の配分になるわけです。当然、当初の予算、いろいろあります。計画もなかなかできなかったとか事情があります。ということになれば、やはり事業の見直し、また、予算の全体の見直し、これも必要ではないかなというのが私の考え方でございます。

なお、つけ加えますと、3回目の申請は6月末と、間もなくですね、伺っております。配分は8月になるやに聞いております。したがって、それらも済んでからもう一度洗い直しされてはどうかというのが私の質問であります。お答えいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま高野議員さんが言われたそのとおりだと思っております。

当初予算については、まだ国のほうではっきりしない中での予算編成をし、その際の国の説明では、予算措置しないとなかなか事業着手あるいは国からの補助制度がないということから、当初予算では概算の概算ということで計上させていただいたわけでございますけれども、今回の1次あるいは2次配分に伴いましてその交付額が決定いたしましたので、今議会に提案しております一般会計の補正予算、各種の特別会計予算についても、今申された内容を精査し、補正予算で対応をしておるところでございますので、ご理解願いたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 二つ目に入ります。放射能に関する質問であります。目的は、当然、住民の安全・安心のためにということになります。5点、質問をいたします。

この質問も先ほどの震災復興交付金と同じように5月2日に提出しておりますので、それから1カ月半、これもるる進展がございました。同じように、確認を意味も含めて質問をいたします。

まず1点目、放射能対策室の事業内容。括弧して（施策）としておりますが、この事業内容を町民に周知してはどうかということでございます。

4月から放射能対策室が開設、新設されました。しかし、町民にはこの5月2日時点では、具体的な事業内容が知らされておられません。たしか4月の常任委員会で、広報わたり5月号、4月末に配られるわけですが、5月号に掲載するという話を伺っていましたが、結果、6月号に、ついせんだって掲載されました。したがって、この質問は割愛をしたいと思っておりますけれども、まず、おくれた理由をお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

放射能対策室そのものについては、以前には5月1日号でお知らせするというようにしたわけですが、いろいろな事務手続を、どうしても、亘理町除染実施計画等々の内容が環境省等との詰めができなかったということで、6月号にずれたということで、これについては早く町民の方にお知らせすればよかったんですけども、国・県との調整の計画の内容等がおくれた関係で広報等に上げるのが1カ月おくれたということをご理解願いたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 2 点目に入ります。

食品放射性物質検査機器の性能を検出下限値10ベクレル、キログラム当たりですが、その検出可能な機器にしてはどうかということでございます。理由は、食べ物とかなんかは50とか100ベクレル基準でございます。飲料水、といっても水ですね、口にする水は10ベクレルが基準でございます。これは世界保健機構だったか、基準。そうすると、お話では20ベクレルが下限値だと、それ以上しかはかれないという意味なんですか。そうすれば、要は飲料水、飲み物どうするんだという理論になるわけです。そこで申し上げたいのは、もっと性能の高い10ベクレルもはかれるような機種にしたらどうかというのが私の考えです。いかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現在、消費者庁から貸与された食品放射能測定器によりまして町内の家庭菜園で収穫した作物等を測定しておりますが、今、高野 進議員さんが申されたとおり、10ベクレルまではかれないということで、今、国のほうといろいろ調整をし、県から新たな測定器が貸与されると。それによりますと、今、言いました水あるいは牛乳等の線量もはかれるということで、これについては8月ごろ、町に貸与されるということになっております。これらについても町民にお知らせをしたかと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 遅いと言いながら、めどとして8月ごろ配置されるということでございますので了といたしますけれども、実は地下水を、井戸水といいますか、を飲料に供している家庭もあるわけですね。そういうのも含め、また、学校給食でも水は使うわけです、水道水。そういうこともありますので、来るとということで結構なんです。ぜひひとつ有効活用をじゃんじゃんしていただきたいと思ひまして、3点目に入ります。

さて、東京電力に対して、放射能に関する損害賠償の請求額は幾らかということでございます。3月の定例会で、昨年11月までの事故発生からの分ですが、1回目として約57万円請求していると伺っております。したがって、ことし3月から5月末まで、ついせんだってまでですが、わかる範囲で、請求する金額とその具体的内容をお伺いしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 高野議員さんが今、申されたとおり、放射能に関する損害賠償、そのものについては、事故発生から、これについては昨年11月末ということでご理解願いたいと思いますけれども、それらに要した被害対策費の一部として、県及び県内市町村が連携して東京電力株式会社に第1次の損害賠償をいたしたわけでございます。その額については今、申されたとおり、56万6,738円という数字になっておるところでございます。今後ともこれらの経費について、東京電力あるいは各省庁に対しましてもいろいろ連携をしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 町長ね、再度。ことし3月から5月、ついせんだってまでの分は、金額幾らですかという内容です。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これから精査するわけでございますけれども、現在そこはまだ、損害額という額で、また出るということで考えております。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） では、損害額、これから考えるということですが。実はこれについてちょっとお伺いしたいんですが、賠償請求を私はすべきであるという考え方から質問いたします。

4月19日の臨時議会であったわけですが、補正予算。放射能対策室、設置された。人件費は別として、それにかかる費用として約516万円でございます。次に、各農家、稲作農家に配布されました塩化カリウム、それにかかった費用が3,200万円前後であります。トータルでその金額幾らになったか、3,700万円近くでございます。それらを東京電力に私は請求すべきだと今の話の続きから思うんですが、いかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これについては、塩化カリウムについては担当であります農林水産課、さらには、それ以外については対策室長であります総務課長のほうから答弁をいたさせます。具体的な内容でございますので。

議 長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 先ほどご質問ありました、臨時議会では今回、塩化カリウム

の予算を計上した金額でございますが、3,200万円ほど。1反当たり20キロという形で交付させていただきました。そのお金は国のほうの補助金でございますので、町の単独ではございませんので、国から出ているお金でございますので、請求できないかと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 第2点目の、4月に食品検査室の関係の経費を補正させていただいたわけでございますが、基本的に、人件費等についてはその中には含んでおりません。人件費については、職員の分については対象が何もございませんので、臨時職員の対応については緊急雇用対策で国のほうの100%で対応しているという内容でございます。それを除いて、現在、516万円を東電のほうに請求をしたいということで準備を進めているわけでございますが、昨日、県のほうで放射能担当者の会議がございまして、その中で、原子力対策課のほうの事故被害対策調整班のほうから報告をいただいたわけでございますが、宮城県では今まで、第1回目の12月の末に東京電力に請求した損害賠償について1件も支払われていないと、こういう状況が続くのでは困るということで、県が強くお話を申し上げまして、5月15日の火曜日に東京電力の福島原子力補償相談室の担当者を県に呼びまして、それらの事実関係について聞き取りを行ったという報告をいただいております。現在、上水道事業に係る損害賠償請求、そして、それ以外の県及び33市町の損害賠償について明快な回答がないので、期限を、18日に再度、東電を呼びまして協議をした上で、7月6日まで県に対して文書をもって回答するよう強力に発するというご報告がございました。そういうことで、まだ2次の、それ以降の損害賠償請求についても、第1次分が支払われていないという状況でございますので、今のところ2次については、県のほうではなかなか、今の状況からすると、まずは1次の支払いを受けるのがまず大前提であるというふうなお話でございます。

そういうことから、4月に補正した金額の中で、今回、町民生活課のほうで市町村消費者行政活性化事業補助金というのがございます。これは消費者庁も補助金の中で、今回の食品検査に対する安全・安心対策として150万まで補助対象にしますよということでございますので、516万補正の中で検査室の改修費ということで100万円と、備品・消耗品等で50万円のこの分の経費を、消費者庁からの補助申請に今、県を經由させていただいて要求し、残りの分の経費につきましては今後、第2回目

の請求で東電のほうに請求させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 整理しますと、塩化カリウムは国の費用だから請求はしないということ。そうでない放射能対策室については、先ほど消費者庁云々と、あと残りは請求するという姿勢でよろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

さて、4点目に入ります。あぶくま公園、運動場と言ってもいいですか、あぶくま公園の除染作業はいつから実施するのかということでございます。これについて二つ。

一つ目は、あぶくま公園はなぜ除染するのか、0.23マイクロシーベルト以上であろうと思うんですが、その基準。あぶくま公園。

二つ目は、この実施計画案は提出しているわけです、除染の。そして、5月24日、ついせんだって環境省から認定された。この除染をいつからするのか。まず、なぜするのか、いつからするのかをお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、あぶくま公園そのものについては国土交通省仙台河川国道事務所の管理地で、町のほうで野球場、サッカー場等々でお借りをしておるところでございます。そういう中で、今回のあの地域におきますところの放射能そのものについては、2.3以上であるという……、0.24のシーベルトが出たということから、先ほど来申し上げております除染計画書に基づきまして、国のほうから、環境省のほうから除染計画が承認されたということでございます。これについては、できるだけ早くやりたいということで、現在、国土交通省と協議中でございますけれども、この除染そのものについては、考えておりますのは、現在の表土10センチをはがして、それを仮置き場に置きまして、そして20センチ、下の分をとりまして、この10センチを戻して20センチを上げるということでの工法になるのではなかろうかと思っております。そういうことで、これから環境省あるいは国土交通省と協議をしながら、夏休みが終わるころには、8月末ごろには終わりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 方法論としては、土をよけて。（「10センチを取って、20センチを

取って、10センチを戻して、20センチをまた戻す」の声あり）裏返しするわけじゃないということですね。取り除くということですね。（「そうです」の声あり）今度、取り除いた土はどこへ持っていくんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 10センチそのものについては、ある場所にストックをしておく。安全な場所に。穴を掘って置くとか。そして、20センチの分についてもまた安全な場所に置いて、10センチの表土については戻して、今度20センチのほうを戻す。三重、四重の手間がかかるということで、これらについても膨大な面積であるし、それらの作業についても十分かかるのではなかろうかと思っております。そういうことから、やはり公園そのものについては、現在もグラウンドゴルフとか野球とかで利用しておりますけれども、現在は自粛ということでお願いをしておるわけでございます。そういうことで、8月末ころまでにはそれを完了いたしたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 8月末までに完了ということで、広報あたりには来年の3月末までに完了と書いてありましたが、どんどん進んで結構なことだと私は思います。

それで、あぶくま公園はなぜかという話が先ほどございました。0.23マイクロシーベルト。これはスポット的に出たところなのか、5回連続して出たところが該当するのか、ほかのこともありますので、それをお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、専門職で何回も、放射能対策のほうで県と、あるいは環境省で調整しております、担当室長であります総務課長のほうから答弁をいたさせます。

総務課長（佐藤仁志君） 今回のあぶくま公園は、あくまでもホットスポット。それで、あぶくま公園につきましては、震災後、3月11日以降、6月あたりから県のほうから放射能の測定器を貸与されましたので、その時点から測定は開始したところでございます。これはホームページなどでおわかりのとおりだと思います。その後、9月の台風で大雨・洪水になりまして、河川の土砂が公園敷地内に上がったということで、そこから一気に放射線量が0.23マイクロシーベルト、時間当たりですね、なったということでございまして、それまではほとんど23を超えない放射線量というこ

とで、要するに除染の対象地域ではなかったわけでございます。ですから、そういうふうなことから、その後、ずっとうちのほうでは6カ月以上測定をしている中でも、0.23を下回らないということで、非常に高いということで、県のほうにお話して、重点測定地域ということで、ホットスポットではありますがぜひお願いしたいということで、県に働きかけて、環境省のほうでもやはり線量が高いということを確認して、ホットスポットであってもやるべきではないかと。なぜやるべきではないかと言うと、やはり亘理町内全域も、しっかりとした、放射線量は低い地域というふうに環境省では航空モニタリングの調査でやっているわけでございますが、しかしながら、しっかり土の上で、地上でやったほうがいいんじゃないかということもあるので、重点地域に指定させたほうが妥当じゃないかということで、あくまでも第1回目に関しては、公園に特化したホットスポットで対応してくださいというような状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 1回目の除染計画といたしますか、ホットスポットで0.23マイクロシーベルト。ホットスポットなんですが、吉田中学校、ご存じだと思います。それから、吉田西児童館、亘理中学校。昨年でしたが、大体軒並み0.2あるいは0.23でございました。最近はおさまっているようです。おさまるといふか、0.1前後ですかね。それはちょっとこっちに置きます。

今の話で、0.23。実は、長瀬ガーデン、1回目に間に合わないと思うんですが、2回目にぜひと思うんです。理由は、2月の初めから、あそこ、長瀬ガーデン公園、測定しております。ほとんどが0.23以上でございます。ついせんだっての5月、今ちょっと資料を持ち合わせしていないんですが、5回ぐらいはかったすべてが0.23以上でございます。0.27とか。記憶違ったらごめんなさい。いわゆる恒常的に0.23以上だということを、一々見ているわけじゃないだろうと思うんですが、それらも十分ターゲットに置いて、そして第2回目の除染計画に盛り込まれることを私は思うんですが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 今、高野議員さんがおっしゃるように、阿武隈公園の除染とともに、町内の全域にわたっての空間線量のモニタリング調査をしっかりやりたいというふうに考えております。当然、長瀬ガーデンは住宅が、団地でございますので密

集しておりますので、当然。しかしながら、今、議員さんがご指摘のとりの公園、公園についてはまた別格で調査をやるということで、月曜日の補正予算でその調査計画を計上させていただいておりますので、その議決をいただいた後にすぐ始めて、できれば8月の中ごろには結果を出して、それらが今後どのくらいの線量になるかということ、最終的な結果をもとに、第2回目の、もし0.23マイクロシーベルト以上の地点があれば、除染計画の第2版を、環境省の承諾を得て除染作業の準備に入るというふうな、もし出ましたらそういうふうなスケジュールになるかと思えますけれども、現在はしっかり測定をするということでご理解いただきたいと思えます。以上です。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 長瀬ガーデン公園、あそこたしか住宅地でございます。何にもまして最優先で対応していただきたいというふうに私、申し述べたいと思えます。

結びの5点目でございます。学校給食の食材は大丈夫ですかということでございます。食材の搬入から、搬入時に検査するのか、料理過程、つくるわけ、でき上がってから検査するのか、そのプロセスをまずお伺いしたいと思えます。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 学校給食は教育委員会担当でございます。教育長のほうからご答弁を申し上げます。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、高野議員にお答えいたします。

学校給食の食材につきましては、現時点では給食センター独自の放射線測定は実施しておりませんが、食材を納入している業者あるいはメーカーにおいて、独自に放射能測定を実施しているものについては測定結果を給食センターのほうに報告していただいております。また、使用食材の産地等も考慮しながら給食センターでは食材を仕入れているわけでございます。したがって、毎月子供を通して家庭にお渡ししております献立表に食材の測定結果あるいは産地等、これを表記して保護者への安全・安心の周知を図っているところでございます。

さらに、主食であります給食用精米、米飯ですね、あるいは給食用パンにつきましては、宮城県の学校給食会というところがございますが、そこで放射能とかあるいは農薬の残留濃度等の検査をしてパスしたものを使っているということでござい

ます。また、牛乳につきましては、宮城県農林水産部畜産課においてやはり同じように放射能の測定を実施しておりまして、問題のないものを当給食センターでは使用しているということでございます。

今後につきましては、学校給食食材のなお一層の安全・安心を確保するために、この4月から宮城県の教育委員会が実施しております給食用食材の放射能測定、ここは大河原教育事務所のほうに近いということでそこに行っているわけですが、5月28日にキャベツを測定してもらいました。つい最近では6月11日、今週の月曜日だったと思うんですが、これはコマツナでございますが、両食材とも不検出と。なお、来月の9日にも食材を調査してもらって測定依頼をしているところでございます。

今後、給食センターにおきましても放射能測定器を今、購入すべく、メーカーのほうに発注しております。その測定器が届けば、給食センター単独で調理前の食材を独自に測定していきたいと。この4月に国が設定しました放射線基準値をもし超えることがあった場合、これは子供に提供できませんので、給食の中止。あるいは、その結果、毎日ちょっと無理だと思うんですが、結構時間かかるものですから。そのデータの結果を保護者に公開していくというふうなことで、それらを含めた対応のマニュアルを今、検討しているというところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 話の中で一つ、学校給食センターに測定器を置くという考えですね。よそのほうで私聞くところによれば、食材、食料、野菜とかなんか、100ベクレル未満。学校給食をやっているところは100ベクレル未満でも50ベクレル未満でないかと一応取り扱わないやに聞いているんですが、その辺の考え方はいかがですか。今時点で結構です。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 導入を計画しています測定器ですけれども、10ベクレルまでできる装置をしていますので、水以外は、食材は100ですので、あるいは牛乳関係は50とかなっていますので、十分対応できるのかなというふうに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 私が申し述べたのは、100ベクレル基準でも50ベクレル以下でない

と扱わないんですか、そのような考えございますかということでございます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） その辺も今後、十分検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 質問の結びになります。いろいろ今、放射能の問題しましたけれども、すべて行きつくところは原子力発電でございます。現地から亘理まで約70キロ、実は女川からここまでも約70キロでございます。十分な注意を払って、都度、対応していただきたいというふうに発言をして私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は10時25分といたします。休憩。

午前10時12分 休憩

午前10時25分 再開

議長（安細隆之君） 会議を開く前に、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番。小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4番（小野一雄君） 4番の小野一雄であります。

私は、防災集団移転促進事業について、そして、被災農家経営再開支援事業についての2点について当局の見解を伺いたいと思います。

まず初めに、防災集団促進事業についてであります。この関係につきましては、実は昨年の23年の12月に関連質問で私が質問した経緯があります。この段階におきましては、なかなか集団移転事業が進まないねと、こういうことを町長に伺ったところ、どうも国からの震災復興交付金の担保が確約されていない、こういう観点から、なかなか事務的な作業を含めて進んでいないんだというようなお話がされたに記憶しております。そういった関係から、今回は、新たに第2次交付金の中で、ここにかかわる事業の経費が満額以上に交付されたというふうに私は理解をしております。そういった観点から、以下の質問を行っていきたいと思います。

まず一つ目は、集団移転候補地が、当初基本計画の5カ所から7カ所に変更にな

っている、その主な要因は何かということをお尋ねしたいと思います。町長、お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 小野一雄議員にお答えをいたします。

防災集団移転促進事業の実施については、移転対象者の合意形成が最も重要であります。昨年来、荒浜地区、大畑浜、吉田浜地区の関係者の方々とお話し合いを進めてまいったところでございます。そのような中にありまして、亘理町震災復興計画を策定した昨年の12月時点で、集団移転候補地は荒浜地区、そして亘理地区、吉田地区の3地区で、合わせまして5カ所を大枠で示しておりましたが、やはり移転対象者となる住民の方々との話し合いを進めてまいっていく中で、今後のやはり働く場、就業場所など、生活再建に向けた条件等を踏まえた住民の皆様の意向を反映いたしまして、7カ所となったところでございます。

その後、さらに意向調査等の結果等々を踏まえまして、最終的には現時点で移転先候補地を6カ所といたしたところでございますので、ご理解を賜りたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今、町長からお話があったんですが、実は昨年の6月から復興会議、亘理町の震災復興会議がずっと開催されていましてね。12月の6日ですか、最終の6回まで開催されたわけでありましてけれども、この間、初めてこの候補地が出てきたのが第2回目の復興会議だったんですね。ずっといろいろひもといてみますと。その6回の中に、3回も候補地が変更になっているんですね。そうしますと、例えば、私ども被災地の町民として、いや、説明があるたびに候補地が変わってくると。そうすると、我々はどこに候補地を求めればいいんだと。猫の目のようにどんどん変わるものですから、そういった不安感が出てきました。そして、今、町長、話ありましたように、12月の段階で最終的な復興計画ががちんと固まった。さらにその後も、2回も変更になった。最終的に私どもが一番懸念したのは、地元住民との説明会の中で、また違ったものが出てきてびっくりしたんですよ。どれが本当なのか。これが本当の最終なのかということで、いろいろ疑問を持っていました。最終的に、今度の震災復興委員会の中で初めてぼんと出てきたわけでありましてけれども、7カ所意向調査をやって、7カ所を提示した中で、意向調査結果を踏まえたら1カ所に

については手を挙げる人が少なくなった。したがって、6カ所に絞って進むんだということで、この6カ所についての予算がついたということではありますが。

それで、この6カ所を決めたわけでありますけれども、この中でいろいろ疑問点といえますか、例えば、7カ所目に手を挙げた人たちはどこに行くのかと。例えば、行政サイドとしてそういう人をどこに割り振っていくのかと。割り振ると言うと失礼なんです。例えば、どこに移ってもらうのか。そういう行政主導というのは町民に対してどのようにやっているのかということ、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この点については、やはり住民の意向調査あるいは住民説明会、さらには被災者の方々の要望等を十分に把握しながら、そして、最終的にはやはり5戸以上の集団でなければ補助対象にならない等々があったわけでございますので、そういう中で、いろいろと混乱をさせたわけでございますけれども、これについてもやはり住民との話し合い、住民が主役のまちづくりということでの考え方に基づきまして、移動という、5カ所が7カ所、そして6カ所になったことに対しては、大変申しわけなく思っておりますけれども、これらについてはあくまでも住民サイドの意向、さらには地理的な問題、それらの内容を踏まえまして、最終的に現在は6カ所に決定したということで、これについてはやはりご理解とご協力をお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 私は、議会としても4月から議会基本条例というものを施行して、今、施行中だと。この中に町長と議会との関係、町民と議会との関係の中で、政策的な部分についてはきちっとやっぱり明らかに、町民にわかりやすい議会運営なりをしていこうということで、基本条例の7条、8条に、やっぱり政策的な部分、あるいは重要施策の問題についてはお互いに協議しながらよりよいまちづくりをやっていこうというような条例でありますから。この条文があるわけです。この条文について町長、どうですか。理解していると思いますが、理解していますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 亶理町の議会基本条例そのものについては、十分理解もし、議会活動あるいは行政側としても有効な条例制定だったと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 十分に、こういった変更部分があった場合については、私は議会側といたしますか、十分に事前にやっぱり知らせていただきたい。そして、全然、いや知らなかったということで町民のほう知っていると、そういう状況になつてはならないというふうに私は思います。ぜひその辺の取り組みを、徹底方をお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、2番目に移りますけれども、昨年2月末から実施したヒアリングは候補地別にどのように集約したのかということでありまして、1点目と関連してありますけれども、ひとつこの辺をお伺いしたい。この中で、それぞれ6カ所の団地別に交付金が提示されております。例えば、荒浜地区は31名、荒浜の中野団地については31名の方が応募して、交付金総額が22億5,600万円、22億5,000万円ぐらいついていると。そうすると、1人当たりの交付金の単価といたしますか、換算すると、7,200万円ぐらいに、例えば荒浜の団地を見てもこんなふうになると。ずっとひもといてみると、亘理が、江下の団地になるかと思いますが、ここには108名の方が応募して26億5,000万、1人当たり、1世帯といたしますか、1戸当たりになると2,500万ぐらいになるんですね。こういったことで、まず、なぜ集約した中で亘理と荒浜だけがぼんと突出しているのか。この辺は何か理由があるのかどうか、まずこの辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって昨年の12月末から実施したヒアリング、候補地にどのように集約したのかということでご答弁をし、2点目の具体的な内容についてはまちづくり課長から答弁をいたさせますけれども、集団移転に係る住民の意向確認については、ご案内のとおり2月28日から3月18日までに仮設住宅の集会所等を会場に、延べ9日間にわたりまして個別の面談を行いました。その際、ご都合により来られなかった方におきまして、その後、個別に訪問いたしまして意向確認を行ってきたところでございます。

現在、移転対象者の意向確認状況についてまずもってお知らせいたします。これについては、先月の5月24日現在ということで申し上げたいと思います。大畑浜地区については96%、吉田浜地区については94%、荒浜地区については91%、全体といたしますと93%の意向が確認できておるところでございます。

意向確認時に示した移転先候補地をもとに聞き取りした結果、防災集団移転促進事業の要件でございます移転先地での移転戸数、先ほど若干触れましたけれども、5戸以上を満たさない候補地が1地区ありましたことから、その地区を候補地から外し、現在の移転候補地、先ほどの6地区といたしたところでございます。

しかしながら、移転先等の希望に関しましては、まだ決めかねている方がおりますので、今後とも説明会等を通じ集団移転に係る情報等を提供しながら意向把握に努め、最終的には7月、来月をめどに移転先等の確定をしまいたいと。これについてはやはり、被災された方々の意向そのものが確定していかなければ、そして、お互いに合意形成を果たしていかなければならないと思っております。現時点では、7月末をめどに考えておるということでございます。

第2点目の具体的な内容については、高橋課長のほうからご説明を申し上げます。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（高橋伸幸君） それでは、今回の防災集団移転促進事業に係る事業の経費が、6地区ございまして、地区ごとの数字を見ますと、例えば議員ご指摘のように、荒浜地区の1戸世帯当たりの経費が非常に高くなるというふうな数字の出方をしております。これにつきましては、国のほうに対します復興交付金事業計画を申請する時期と、あと、その後に住民の皆様の意向を確認するための個別面談の時期がずれてございます。町といたしましては、昨年末に国のほうで示された復興交付金事業、これを活用しながら集団移転等の事業をできるだけ早く進めていきたいと。そういった中で、復興庁のほうとも調整をいろいろさせていただいた中で、第2回目の申請の中に、その時点としてはまだ概算枠というふうな形になるわけですが、例えば、荒浜地区につきましては申請上は115区画とか、そういったちょっと多目の数字で申請をさせていただいております。その後、2月、3月、4月、5月という形で、被災者の、集団移転対象となる方の個別面談等を進めさせていただきながら、先ほど町長からもご説明をさせていただきましたが、93%に至る意向を確認させていただいております。

その結果のほうを先日、大震災復興特別支援委員会のほうでご報告をさせていただいたということで、そのときの各団地の規模というものが、実質、意向調査を反映した数字になっているということでございます。そのため、今後、この事業を進めていくにつきましては、当然、防災集団移転促進事業という全体の町の事業とし

て取り組んでいく中で進めてまいりますので、特にどの地域の単価が高くなるとかということではなくて、やっぱりその地域に必要な団地を造成し、そして移転をしていただくような環境をつくっていくというふうには考えてございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 3番に入りたいと思いますが、一つの候補地に希望者が集中した場合の選定方法はどうなるんだということではありますが、一番懸念しているのは、この6団地の中でやはり亘理地区が一番多いわけですね。住民の不安は、こんなに100人以上も手を挙げて本当にここにつくれるんでしょうかというような、いろんな疑念があります。そこでこれを質問するわけですが、この辺について町長、見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 小野議員さんが申されたとおり、この移転候補地の中で最も多い数は亘理地区ということになっておるわけでございます。現時点でこの移転候補地への対応は可能かということでございますけれども、本計画を進める上で最も大事なのが、その土地の地権者ですね。すなわち、所有者の方々に対しましてのご理解、ご協力なくしてはできないと。そういう中で、やはりこれらについても先週から入って来週には亘理地区も説明会に入るわけでございますけれども、これらについてもやはり、被災された方々の一日も早い生活が再建できるよということ、土地の地権者の方々にご協力とご理解を賜りたいと切にお願いをしてまいりたいと思っております。そういったしませんと、やはり被災された方々が一步も前に進むことができ得ないと思っております。そういう中で、懸念されます用地の確保が大丈夫かということでございますけれども、町といたしましては精いっぱい誠心誠意努力をしてまいりまして、地権者の要望にこたえるように努力をしてまいりたいと思っておりますので、それらについてもやはり、町では積極的に対応しますけれども、議会の大震災支援特別委員会の方々におきましてもぜひご支援、ご協力を賜りたいと切にお願いをいたすものでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 例えば、地権者の合意形成、同意が一番重要だと。十分理解するわけではありますが、例えば同意を得られたならば、現在の亘理地区においては十分可能だということの理解でよろしいですか。例えば、合意形成がなされたとした場合

については。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現時点では十分大丈夫だと思っておるわけでございます。そのためにはやはり、誠心誠意努力しなければならないと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 関連で、先ほど7月末までにそれぞれの最終的な確定をしていくんだというようなお話がありました。例えば、現在の段階で、いや私はA団地からこっちに移りたいなという人が出てこようかと思えます。あるいはまた、先ほど述べましたように、長瀬小学校の団地のように、いやここは5人以下だからだめだと、どこかに移ってくれというような状況もあるかと思えます。それで、最終的なAからB、BからCでもいいですね、そういう移動の締め切りと申しますか、確定の締め切り。まずできるのか、一つは。例えばおれはA団地に申し込んでいたよと、AよりやっぱりBに行きたいなということができるのか。そしてまた、最終的に、できるとするならばいつまで集約するのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、議員さんからお話のとおり、6カ所の団地に被災された方々に候補地、そして、本人の希望によって集計し、地権者の方々の面積確保を考慮しておるわけでございますけれども、今お話のとおり、今までの考え方から180度変わって、北から南に行きたいという方も出ようかと思っております。しかし、これについては、ある程度、今まで町の計画、あるいは地権者等々の用地の確保等もございまして、できればそういう切りかえできないようお願いしたいものだなと思っておりますけれども、やはり本人の希望がありましたら、それらについてもぜひ考慮をしなければならないと思っておりますけれども、これの最終的な判断については、もしあった場合についても7月末までには、それらの移動の再確認というか、それらについて、できればないほうがいいわけですが、あった場合についての配慮も考えざるを得ないのかなと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 出た場合とか、たら・ればの話になりますからこの辺で次の質問に移りますが。

候補地の宅地造成の完了時期はいつかということでありませけれども、この関係、今、町長から話ありましたように、やはり地権者との同意とかあるいは価格の問題とか登記事務とか、いろいろ出てこようかと思ひます。しかしながら、私は、こういって地権者とのいろいろな問題が絡むわけでありませけれども、町長の腹の中に、この事業はいつごろまでには一つくわ入れとか着工式をやるんだというような腹づもりがあるのかどうか。この辺の時期について率直にといひませか、考え方をお尋ねしたいと思ひます。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって6カ所の移転区域の設定、そしてそれらに入る方々の人数の把握、そして、それと同時に並行して行ひませ集団移転される土地の地権者の用地の同意、そして登記事務。その登記の土地そのものについては、何らかの法的な手続がなければいいんですけれども、相続の問題あるいはその土地に抵当権の設定とか、あるいはいろいろあろうかと思ひませけれども、それらの内容を踏まえ後に契約という形になろうかと思ひます。そしてまた、それらについて今度、終わった後に造成事業、そのためにはやはり、造成そのものの白地だけでなく、それらの周辺の道路網あるいは排水路の整備、上下水道等の整備、それらのいろいろな事業が展開されるわけでごひませ。現時点ではいつまでくわ入れ式といひませ着工できるかといひませは申されませけれども、これについてはできるだけ、やはり被災された方々の生活再建でごひませるので、一日も早く安心できるように努力をしてまいりたいと思ひませおるところでごひませ。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 六つの団地ですからなかなか大変だと思ひませ。この中で、私が一つ提案したいのは、一番やりやすいところから、どこか1カ所手をつけてモデル団地をつくっていただきたいなど。そうすれば、町民も、ああやっぱり復興が進んでいるなど、ようやく希望の明かりといひませか、光が見えてくるなといひませような考えを持つのが当然でありますし、ひとつぜひ、いろいろな条件があろうかと思ひませ。アクセスの問題、それから用地買収の問題、道路の問題、インフラの問題含めてあろうかと思ひませ。私は、この六つの中で、同時着工ではなくて、コンパクトでいひませから一番着工しやすいところ。例えば8名、7名、ありますよね。吉田地区に、上塚団地とか、浜吉田西のほうですね、11名と。そういうところを一つモデル地区

にして、二、三年早くてもいいからよそのエリアと別に早く着工して、一つをまずつくってはどうかということをご提案したいんですが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それについては、まちづくり担当課あるいは用地対策課、それ等々とも、それらについては、モデルとはいかなくても、早くやれるところから用地買収、造成事業、それらの内容等について、モデルとはいかなくてもそういう先取りができる方法でということをご担当課長のほうにも指示をしておりますので、まずもってそういう光が見えるような団地づくりを最初にやりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 4番目の質問の中で、これはちょっとたら・ればの話になるのかなと思いますが、一番私、懸念しているは亙理地区なんですよね。この辺、どうも用地買収交渉でいろいろ地権者とのあれが出てくるのかなと、トラブルといいますか、合意点がマッチできないというように懸念されるなど。その場合に、今の工業団地を、いつまでもごたごたやってもしょうがありませんから、工業団地を、あそこに集団移転の候補地に変える考えはあるのかどうか、ここだけ聞かせてください。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、申されたとおり、亙理地区の候補地については面積、そして地権者も多いということで、現在、地権者の数、面積等についても担当のほうで把握しております。それらの内容について19日に亙理地区の団地の説明会を開催予定にしております。そういうことから、これからもこの団地そのものについてのアクセスの問題、それらについてもやりますけれども、これらについては、やはり被災者の方々を思いますと、ぜひ土地所有者、地権者の方々の理解と協力をもらえますよう努力をしてまいりたいと思っております。そして、早く被災者の方々が生活再建できるようにと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 100%候補地確保に向けてひとつ努力していただくというのは当然でありますし、私が言っているのは、2年も3年もたってもなかなかちがが明かない、そういう場合については、そういった代替地の選択肢も視野に入れてはどうかということをご申し上げたのでありますので、ひとつその辺もご理解をお願いしたい

と思います。

大きな2番に移りたいと思います。被災農家経営再建支援事業についてであります。この関係、たしか一昨年も関連する質問をしたと思います。昨年と比べて大分いろいろ、何ていいますか、相違点といえますか、出てまいりました。何でこんなことやるんですかと、こういうことがあるんですかという観点から私なりにいろいろ質問事項を集約したわけでありましてけれども、やはり何か町当局といえますか、目線が違うんじゃないかなと私、ずっと思っていました。農家の人たちが働く作業をする側に立って物事を考えているのか、あるいは、この事業の運営する側といえますか、何か視点がちょっとずれているんじゃないかというような疑問を持ったわけでありまして。

そういう観点から4項目について質問いたしますけれども、この事業、昨年からはまって、ことしは予算も2億7,000万ぐらいの予算が計上されたということで、今、作業中であります。こういう状況にあつて、一つは、復興組合運営に係る財源は何ですかということをお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まず、被災者農家経営再開支援事業の事業実施主体は、あくまでも亘理町地域農業復興組合という組織であります。町は指導的立場にあることを前提として回答させていただきます。町が指導的立場であるということ。

復興組合の財源でありますけれども、国から県、町を経由して交付される被災農家経営再開支援事業補助金という全額国からの補助でございます、これはあくまでも税金ということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 今、町は指導的立場にあるんだと、運営についてはそれぞれの町内の4地区から代表者で構成する復興組合があるわけでありまして、これは私も承知しておりますけれども、この1項目にかかわる質問は、3項目、4項目に関連しておりますので次の質問に移りますけれども、2番ですね。就業規則をつくって作業従事者の年齢制限をすべきではないか、そういうふうに端的に書かせていただきました。

これは、就業規則の関係については、労働基準法、いろいろ関連してくるわけがありますけれども、例えば、労働基準法では最低年齢はうたっているんですよ。

16歳以上云々とあります。今回、町の復興組合の関係では18歳以上、学生はだめよというような説明書がありますけれども、私ここで主張したいのは、やっぱり上限ですね。上の年齢。別に私、うちのおやじも農家をやっていたから年齢制限はなかったんですが、自分のうちでやる作業と集団的なこういう共同作業をやる場合については、何らかの制約があってもいいのではないかと、こういう考えが私にあります。そこで、まず、今回この2番について、制限すべきではないかということについて町長の見解を伺いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この復興組合の作業そのものについては、その対価に対し労賃が支払われるということで、作業そのものについては、被災された農地の早期復旧を初め被災された方々の支援の目的から生活資金の確保と就労意欲の喚起を促すために、できる限り年齢制限を加えるべきでないということで国・県からの指導を受けております。年齢制限をしないで、やはり農地の早期回復、そして被災された方々の労賃の確保、そして、働く意欲のある方々であればぜひこの復興組合に入って働いてもらう。そのためには、やはり年齢制限を加えるべきでないということで、国・県からの指導を受けておるということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） わかりました。話はわかりました。では、今回、それぞれ書面でもってエントリーして、従事できる人は申し込んでくださいとだったと思います。今、どのくらい的人数で、この人数の中で、エントリーした中で最高年齢者というのは何歳ぐらいになっているんですか。わかる範囲で。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今回、24年度につきましては、作業従事者に該当する農家の従事者ですが941名、そのうち、この従事に当たるということで口座を開設した方が297名でございます。私の知っている範囲では、80歳を超えている方もいると聞いております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 80歳を超えている方もおるということでありますが、私は、80になっても90になっても、我々以上に健常者であればいいなと思っています。そんなこ

と私は、あんたは80歳を超えたから作業に来てはいかんよということを私は申し上げません。要は、社会通年上、少し、大分疲れているなというような形で、ただ日当が、賃金が云々だということでした。ただ出てくるのではいかなものかなと。やはりこの辺はきちっと社会通年上、照らし合わせて、後ろ指といますか、指されないような指導をひとつ行っていただきたい、このように申し上げておきたいと思いません。

3番目に移りたいと思いますが、作業労務賃金から組合基金を天引きするのはやめるべきではないかというような質問であります。要は、これを見たときに何でこんなことするんだと実は私、思ったんですよ。そもそも、関連して質問しますが、組合基金って何に使うんだと、どういうものなんだということを含めて、町長の考えを聞きたいと思いません。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、復興組合そのものについては、先ほど来申し上げたとおり、国から県を通じて、町のほうに復興支援補助金として交付されるわけがございます。しかしながら、除草剤等の誤った散布による作物補償や事故等については万が一を考慮して保険をかけておりますが、保険適用外となる場合もあり、その保険対象外となった支払いについては組合の負担でありますことから、やはり補助対象外経費となりますので、このようなことから、国・県よりそれらの経費を充てるべく積み立てを行うよう指導を受けておるものでございます。なお、組合員は組合基金の取り組みに同意をいただき今年度の作業に従事することになっておりまして、不用額については年度末に精算し、組合員のほうに返還をいたしておるということでございます。

現在のところ、この除草剤の誤った散布による水稻補償については3件ほどありまして、その補償額が約29万4,000円、さらには、物損事故による免責ということで2件で2万円ほどこの中から支払っておるということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） これは今、町長の答弁だと県の指導だというような話がありましたが、県の指導なんですか、こういうふうに組合基金をつくれというのは。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これについては、国の復興交付金でございますので、国からということでご理解願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 私は、せっかく汗水働いてきた人たちが、そこから500円ずつ、簡単に言えば、俗な言葉で言えばピンはねですよ、私から言わせれば。こんなふうに私は思うんですよ。いろいろあります。表現方法はあろうかと思えます。やはりこれは、復興組合のこの支援金の中から支払うことはできないんですかということをお私、そうしてくださいよと言いたいんですけれども、どうですか。

議 長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 先ほど町長も答弁したように、要するに今回、復興のための労働対価として働くならば、それなりの責任もある。お金も時間当たり1,200円というお金で今、支払われています。その責任の中で、やっぱり免責がありますが、その中で支払われるべきものと支払われないべきものがあると。それはやっぱり復興組合のほうで支払うべきではないかという国の指針がありますので、その方向に従って基金を積み立てている状況でございます。

また、先ほど町長が申しあげましたように、昨年度は基金は取り立てはしておりませんでした。というのは、たまたま全農のほうから100万ほどの寄附があったということで、昨年度の30何万何がしについてはそこから支払われておるということでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 私もあの書面を見たときに、去年こういう制度がなくてことしから始まった、ことしは出てきたと、始まったというか。今、課長の話でありましたけれども。やはり普通に思うには、こういった制度をやる場合については労働基準法というのがあるわけですよ。もう十分承知かと思えます。労働基準法には、第24条でこういうふうに書いてあるんですね、決めてあるんですよ。「賃金は、通貨で、お金の直接、労働者に全額を支払わなければならない」とあるんですよ。まずね、端的に見れば。しかし、いろいろ会社でありますとか労働組合とかなんとかありますから、そこで、労働組合と協約を結べば、その中から天引きしてもいいよというような条項もあるわけですよ。この復興組合にはそういう定めが何もないように感じているんですけれども、その辺はどうですか。どういうふうに理解すればいい

ですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 規約のほうには、たしかにそのような規約には書いている条項はあります。ただ、いろいろと国のほうとやりとりの中で、今、議員さんがおっしゃられたように、その分までをまず補助で対処していただきたいという旨をお話ししましたけれども、それは補助対象外だというお話でございますので、そういうやむを得ない中で今回、基金を創設した次第でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） なかなかちが明かないといえますか、私もなかなか理解に苦しむところがあるんですが、要は、一つの、何ていいますか、便法といえますか、作業員は文句言わないんですよ。みんな亘理町の農家の人たちは従順なんですよ。みんな、言うこと聞くんですよ。ただ、表では言わない。仕事を離れて、いや、何だべ、おかしいな、おかしいなど。去年なかったのに何でことしこんなことするんだろうと。500円ずつ1日働くと引かれると。やっぱり十分な説明、私もこの前、いろいろ見てきたんですが、1日200人ずつ働いているんですよ。去年と全然違うのは、やはり厳格なというか、当たり前なんですけれども、それぞれのグループリーダーが全部チェックをして、始終業ですよ、始業時、あと終業時にチェックして点呼しているんですよ。確認しているんです。そういう中で、やっぱり働いている人は、それぞれ同意書に判こ押しているからわかるんだと。しかし、事前の説明なりそういうものをあらかじめ周知をして私はおくべきじゃないかなというふうに思います。（「周知しています」の声あり）周知していますか。では、その辺お願いします。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今のご質問に、周知というか、うちのほうで毎週月曜日、必ず従事者、長瀨小学校に集まって、その旨、そういう要点については皆様に説明しているということで私は解釈しておりますが、そういうことでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 周知しているということで、十分に不平不満のないような指導方をやっていただきたいと思います。

4番に入ります。作業労務賃金の振り込み時期がなぜ翌月にできないのか。ちょっとこの辺、説明不足かと思いますが、要は、これは5月7日から今年度の作業を開始しているんですよ。5月分はじゃあ7月に払うよと、7月に振り込みだよと、こういうことなんです、簡単に言えば、少し早めて翌月にしていただきたいというのが、要望なんですよ。何でできないんだと。翌月に、何で6月に支払いできないんだと。この辺、要はそういうことです。答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、昨年の分については、やはり復興組合の職員というか事務員がやったということで、事務にふなれであったということで、ことしはないものかと思っておりますけれども、本年度につきましては、国のスケジュールの関係で国からの補助金が4月以降になる見込みでございますので、その分、働いている方におくれて支払うのはいかなものかということで、町のほうで一部立てかえができるようにということで、現在、県と調整中でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） ぜひとも働いている人がきちっと決まった日に賃金がもらえるような体制づくりをひとつ強化していただきたい、このように申し上げておきたいと思っております。

結びになりますけれども、復興事業、復興作業がまだまだの感があります。一昨日の新聞だと釜石あたりで災害公営住宅の着工式をやったということで写真が出ておりましたけれども、やはり亘理町においても、こういった金が満額、集団移転含めてついたわけでありますから、早く公営住宅ができるように申し上げて私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

次に、14番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤです。

私は、介護予防事業と、それから放射線に対する学校での教育について、2点について質問をさせていただきます。

一番最初に、介護予防事業の取り組みについて。介護保険制度の開始以来、年々、介護給付が伸びております。本町でも第4期では3,850円であった基準保険料が、

第5期では4,610円になっております。介護給付費の抑制へ、予防重視の施策が重要となります。本町では、23年10月1日現在で、総人口3万4,371人に対して65歳以上の方が7,929人で、高齢化率として23.1%になっております。その中で、要介護認定者数は1,492人で割合は18.8%になります。認定者数は、65歳以上の方の人口と比例して増加しております。第5期互理町老人保健福祉計画介護保険事業計画の中で、平成26年度の要介護認定率を19.6%と見込んでおりますが、一人でも多くの人が介護が予防できるように本町でもしっかりと取り組んでいくことが重要と考えます。

そこで、お伺いいたします。これまでにあった県内で一番最初に取り入れた介護予防拠点施設わたり温泉健康センター事業は、今後、どのように行うのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 佐藤アヤ議員にお答えいたします。

介護保険制度開始以来、年々、介護の給付費は増加しております。ご案内のとおり、本町の平成24年度の介護保険特別会計の当初予算は、22億2,800万2,000円を計上したところでございます。今、お話のとおり、第5期の介護保険料につきましては、上昇を抑えるべく財政安定化基金や介護給付費準備基金の活用を図り、お話のとおり、月額4,600円の基準額となったものでありますけれども、県内35市町村の平均基準額を見ますと4,896円となっておることから、互理町は平均よりも286円ほど低い額で抑えておるところでございます。

ご質問の介護予防事業でございますが、この事業は、高齢者が要介護状態になることを予防し、地域で自立した日常生活を続けるように支援するための事業で、一次予防と二次予防がございます。震災までは、ご案内のとおり、一般高齢者を対象とした介護予防一次予防事業ということで、いきいきフィットネス教室やウエーブホール開放など、介護予防トレーニング事業をわたり温泉健康センターで実施してまいりましたが、震災で施設が被災し、実施継続が困難となったことはご承知のとおりでございます。

そのため、現在は、介護予防出前講座といたしまして、老人クラブの方々や地域で活動している高齢者中心のグループ等を対象に、公民館や公会堂に出向く形で介護予防の講和や運動の実技、そして認知症予防等の講座を実施しておるところでござ

ざいます。運動の実技では、マシンを使ったトレーニングではありませんが、ストレッチ運動やご自身の体重を利用した自重運動、自分の重さの運動と書きますけれども、自重運動、あるいはダンベル体操などのメニューをそろえて行っております。

今後につきましても、この介護予防出前講座のPRに努め、高齢者の方々が身近な地域で仲間の方々と一緒に介護予防が図られるよう実施してまいりたいと考えております。

また、健康センターでは実施しておりませんでした。高齢者の生活機能を評価して要介護や要支援の状態になるリスクの高い方を調査いたし、選定された介護予防二次予防対象者に対しましても、運動器の機能向上、口腔機能向上・栄養改善の事業を継続実施して介護予防に努めてまいりたいと思っております。

高齢者が地域で可能な限り自立した生活が送られることは大きな喜びであると考えられますので、今後も介護予防の大切さと事業について普及・啓発してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） わたり温泉健康センター、津波でなくなってしまうととても残念ですけれども、一般高齢者の方を対象にした、マシンを使って運動教室を開催してまいりました。身体のバランス、能力の維持向上を図ることを目的に、また、閉じこもり防止にもつながる事業として年間約3,000名以上の方が利用していたところがございます。そしてまた、介護予防の拠点施設には看護師が常勤しておりまして、高齢者の健康管理や指導も行っておりました。今後、町として別の場所に新たに建設するという考えはあるのでしょうか、お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、わたり健康センター、それらについては全部流出したということでございまして、これらの機能回復についてはなかなか難しいと思っております。そういう中で、考えられることは、やはり公共ゾーンそのものについては保健福祉センター計画があるわけがございます。それらについては、現在のところ、公共ゾーンには550戸以上の町民の方々が利用しておりますので、その仮設住宅が出た際には、やはり保健福祉センターの中での機能を持った施設ということが考えられると思っております。しかし、これについては時間がかかるのではなかろうかと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 先ほど町長が出前講座等を活用してというような話がありましたけれども、私は、高齢者が歩いて行けるところに介護予防拠点施設を整備していくことが必要ではないかなと考えております。町には大きな荒浜の健康センターがありましたけれども、あそこは拠点として、町からいろんな部分で発信はできましたけれども、これからは、介護予防の拠点として、例えば中学校区に一つずつは整備していく必要があると思います。地域で身近な人たちがみんなで集まって、そして体を動かしたりお話しするということが大きく予防につながるとは思いますけれども、これからの介護予防拠点施設の方向について私は、歩いて行ける場所にと、そちらの方向を町では進めていくべきではないかなと考えておりますけれども、町長のご見解をお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり佐藤議員さんが言われたとおり、中学校単位、そして、例えば逢隈であれば逢隈支所周辺、荒浜であれば荒浜支所、吉田であれば東西のまちづくり協議会、それらの中にあつたほうがいいのかとも思っております。そのためには、用地の確保、あるいは補助的な内容があるのかどうか、そして、現在のところは震災復興の事業だけでもマンパワーで大変な問題、あるいは国の補助制度そのものについてどのような方向づけになっているか、それらの内容を吟味しながら、今後の課題としてとらえてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 本当に震災復興のために努力されていることに対しまして、心から御礼を申し上げます。そういう中で、高齢化が進んでいるということは、これは間違いないことだと思います。逢隈公園に介護予防のために、運動の器材というんですか、運動する、そういうのができるというような話を前、伺っておりましたけれども、例えばそういう逢隈公園、二、三日前にも見てまいりましたけれども、まだできていないような状況ではありませんけれども、しっかりとそういう公園、あるものに何かをつけて、それを活用しながら、この介護予防をしっかりと町の大きなテーマとして私は取り上げていくことが大事な事かなと思います。私も、ちょっとまだ65歳まではありますけれども、周りで本当に65歳の方で元気な方がいっぱいいらっしゃいます。そういう方が介護にならないように、そういう町での取り組みを

しっかりと今のうちから示していくということは大事な事かなと思います。そういうことについて町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の逢隈公園、これについてはご案内のとおり、中泉の公会堂の北側に逢隈公園ということで設置し、その周辺の道路整備ということで、通学路ということで、逢隈小・中学校に、それぞれ道路合わせた事業展開ということで、補助対象事業で施行しているわけでございます。そういう野外での運動も大事かと思っております。そのためには、やはりある程度、施設そのものはまだ整備しておりませんが、指導員もいないと、それとの兼ね合いも十分、これから体育振興会の方々あるいはボランティアの方々とも調整をしながら進めていくことが大事かなと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 町長が申されたとおり、公園に介護予防のための運動器具を設置したとしても、どうして使うのか何回やったらいいのかしらという部分で、やっぱりきちっと、そこら辺で町が主導をとって進めていかないと続かないと私も思っております。そういう部分で、この出前講座とか、いろんな老人会に行つてという話をしておりましてけれども、例えばそういう公園をうまく活用しながら介護予防につなげるような施策をもっともっと私は進めていくことが大事だと思います。そして、しっかりとした体制づくり、地域の課題とかそれから問題解決とか、しっかりと図っていけるように、地域の皆さんからのいろんな声をきちっと聞いて介護予防につなげていくことが必要と考えますけれども、もう一度ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、まちづくり基本条例に基づきまして5カ所のまちづくり協議会が設立され、おのおの協議会の中でいろいろな事業を展開されておるわけでございます。私といたしましても地域の方々のためのまちづくり協議会ということで感謝をいたしておりますし、町としてもこれからもご支援をしなければならぬと思っておりますので、現在のところ、公園とかいろいろなイベントはありますけれども、介護分野までは現在のところ進んでおりませんが、今後、いろいろまちづくり協議会、どの辺までできるか、その辺も調整を図っていただ

ればと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、2点目に入ります。介護支援ボランティアポイント制度の導入についてお伺いいたします。

高齢者みずからが介護ボランティア活動に参加することにより、介護予防を推進するための制度として介護支援ボランティア制度があります。本町においても、高齢化が進む中、要介護となる高齢者を減らすためにもこの制度を活用して介護予防に努めてはどうかということです。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 内容については今、佐藤議員さんが申された内容でございますので、活動内容については、活動の確認等が可能な高齢者施設における施設職員がすべき介護以外の話し相手やレクリエーション参加支援、あるいは食事の配膳等、そして清掃の片づけ等が多く、その際に、ポイントの換算方法については自治体によっても異なりますが、多くは1時間当たりの1ポイント100円のスタンプを手帳に押してもらい、年間最大50ポイント、5,000円を上限として申請、換金しているところが大部分のようでございます。

また、その運営財源については、介護保険料を一部財源とする地域支援事業の介護予防一般高齢者施策事業、これについては国が25%、県が12.5%、町が12.5%、そして1号被保険者保険料が21.0%、2号被保険者保険料が29%の活用が可能である旨、厚生労働省から示されておるわけでございます。

参加されている方の感想といたしましては、全国的に、「活動の励みになる」、そして「生活に張り合いができ健康につながっている」とのご意見がある一方、「ボランティア活動になじまない対価的性格があり、本来の意義が薄れる」、あるいは、「保険料は所得に応じ決定されるべきものである」、さらに、「ボランティアに参加した者の保険料を参加しない者に賦課させることになる」。ものというか、「者」ですね。あるいは、「ポイントが付与される活動と付与されない活動があり不公平だ」などといった厳しい意見もあるということでございます。

現在、全国の導入状況でございますけれども、平成24年3月現在で全国で47の自治体に取り組んでおりますが、宮城県内ではどの自治体もまだ導入していないのが現状のようでございます。そういう中で、本町におけるボランティアの状況でござ

いますが、5月時点の社会福祉協議会への登録会員数は約680名が登録会員になっております。そのうち、高齢者が560名、多くの高齢者の方々にボランティア活動についてご理解をいただいております。

やはり町といたしましても、高齢者の生きがいをづくりの一つとして老人クラブ活動への支援や生涯学習の推進に取り組んでおることから、介護予防におきましても、一次予防、そして二次予防に取り組んでまいりますし、ボランティア活動への支援といたしましては、高齢者に限定せず、若い人も含め、登録や派遣などの取りまとめや育成、研修の開催など、亘理町社会福祉協議会に対して補助金を交付しております。今後、介護予防事業の効果や福祉施設のボランティア動向を見ながら、さらには、全国あるいは県内におきます動向を注視しながら、総合的に今後の課題としてとらえておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今、町長が申されましたけれども、ボランティアをしていらっしゃる方が680人、そのうち560人の方が高齢者の方ということでございます。私の地域でもボランティアに登録されている方が20人以上はいらっしゃるんですけども、やっぱり大部分が65歳以上の方になっております。本当に、ボランティアをすることに大変喜びと、あとまた誇りも感じていらっしゃいます。その方たちがいつまでも元気で地域貢献ができるように、町としてしっかりと私は支援していくということ。ボランティアをして、ポイントがついてお金じゃなくて、町で支援しているんだよというその姿勢を私は見せていくことがしっかりと介護予防にそれにつながるのではないかと、そういう思いをしておりますけれども、町長のご見解をもう一度お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどこれについては、ボランティアの方々の考え方、65歳以上の方々が多数おるということ、さらには、ポイントにした場合の問題、あるいはポイント制にすることによってボランティアそのものについての不公平がある、あるいは、保険料からその分をポイント制に回すと、そうすることによって保険者の負担が大きくなるか、いろいろ総合的にこれらについては検討しなければならないと思っております。県内では仙台市を初め35市町村あるわけですけども、まだ実施していないということでございますけれども、これらについてはやはり県内の市町

村の動向を見きわめながら検討してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 宮城県ではまだどこもやっていなくて、一番近いところが天童市でやっておりました。それで、天童市に行っているいろいろ聞いてまいりましたけれども、天童市では平成20年の10月1日から介護支援ボランティア活動の事業が始まっているということです。キャッチフレーズが「まだまだ元気 だからみんなのために」というキャッチフレーズで、本当にああ、いいなと思ってきました。そして、内容としては、65歳以上の高齢者の皆さんから、介護施設でボランティアとして活躍していただくことで、高齢者の社会貢献活動や介護予防を進めて、生き生きとした地域社会をつくることを目的にしたと、こういう制度だということでした。そして、やっぱり年間最大でも5,000円の交付金が受けられるという話でしたけれども、ポイントがたまったらお金に換算する方もいらっしゃいますけれども、そのポイントを生きがいにしていらっしゃるという、そういう方もいました。

私たち、私も施設ボランティアをしておりますけれども、何ていうんですか、ボランティアをしても、自分の中ではボランティアをしたとありますけれども、例えばスタンプを押してもらってそれを自分の励みにしていくと、私はそれも自分がボランティアをしているの喜びにつながるのかなと、そのように思います。

宮城県ではまだどこもやっていないという町長の答弁ですけれども、宮城県でどこもやっていない介護の予防拠点施設、健康センターを一番最初につくったのは亘理町です。そういう部分で、私は亘理は介護予防の先進の町だと強く思っておりますけれども、そういう部分で、高齢化に向けてしっかりと町、町長の姿勢を示していく、こういうことも大事なことかなと思いますけれども、この点についてももう一度ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この有償ボランティアあるいは無償ボランティア、いろいろあるかと思いますが、この登録されている680名そのものについてもなかなか、ボランティアをやりたくても施設から要望がないということで参加できないという地域もあるし、そういう方々も聞くわけでございます。そして、ポイント制になりますと、どういう方向づけでやるか、ポイントをためるためだけのボランティアという形になるのか。例えば、桜小路もボランティアの登録が一番多いと思います、

地域的には。しかし、なかなか配分が来ないということで、いつ行ったらいいのかということで、それらの調整もポイント制になりますと必要になるのかなと思っています。また、無償ボランティアのために誇りを持ってやっている方もいるわけですね。そういうことも考え合わせますと、やはりこれらについては、先ほど言ったように今後の検討課題だと思っています。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ポイントをもらうためにボランティアをするなんていう方は、まずいらっしやらないと思います。本当に、ボランティアをすることに喜びを持って、そして少しでも地域のためにと、そういう思いの方が100%ということだけは間違いありません。私は、そういう方たちに未長く地域の貢献をしていただいて、そしてまた、自分の介護の予防にもつながる方法として、私は町で、やっている方に対して町でもしっかり支援していますよという、そういう姿勢を示していくということがこれから大事なかなと思っていますけれども。大体、やっているところは、町から社会福祉協議会に委託をしてやっているという、ほかのやっている自治体を見ますとそのような状況ですけれども、予算的にも、天童市のほうでは全部で200万円かかると言っておりました。そのうち、先ほど町長が言ったように12.5%町の部分が出てきますけれども、でも、介護にならないための、予防のための事業だということだけは間違いのないと思います。ですので、そういう部分でしっかりと、先進地の亘理町、介護予防のために鋭意努力をされることを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

2番目として、放射線に対する学校での教育についてお伺いいたします。

学校の中で放射線についてどのように教育していますか。学校のほうに、小学校、中学校、高校というような感じで副読本が文科省のほうでつくられ、配布されていると思いますけれども、それを活用して多分いろんな勉強をしていらっしやると思いますが、具体的にお話をさせていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 学校管理でございますので、教育長から答弁いたさせます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、佐藤議員のほうにお答え申し上げたいと思います。

まず、児童生徒への放射線の対策について最初にお答えいたします。ご案内のと

おり、各学校では土日を除いて毎日、放射線量を計測しております。それを町のほうに報告し、町のホームページで毎日、掲載されていると。今現在計測しておりますが、国の基準値をどの学校も下回っております。しかし、一部、公園、先ほどもございましたけれども、一部公園において基準値を上回っているという場所もあることから、基準値を超えている公園等には近づかないようにと、あるいは遊ばないようにというふうなことを児童生徒に指導しておりますし、保護者にも文書等で周知をお願いしているところでもあります。したがって、線量値が高い学校の児童生徒は、一切今、近づいたり遊んだりしていない状況、学校ではそういうふうな指導をしております。

次に、放射線についての学習でございます。先ほども議員からお話あったように、こういう副読本が原発事故以来、すぐ各学校に文科省のほうから届いて各学校に配布したところでございます。小学校における学習内容でございますけれども、やはり内容がかなり高度というか、専門的な要素も大分あるものですから、5年生、6年生を重点的に、5年生あるいは6年生の学年に応じた、随時で総合的な学習の時間というのがございますが、年間70時間ほどあるんですが、その時間を利用して延べ3時間学習していただいていると。内容的には、小学生の副読本の中身でございますが、「放射線て何だろう」というふうな内容、それから、6項目ほどあるんですけれども、「放射線から身を守るため」というふうな内容になって、6項目ほど、3時間程度をかけて年間学習しているという状況でございます。

次に、中学校でございますが、ご承知のとおり、中学校は本年度から新学習指導要領全面実施となりました。それに基づいて教科書が編成され、新しい教科書で中学生は今、学習に取り組んでいるわけでございます。その理科の教材の中に、放射線というものが一部入りました。これは、昨年の福島第一原発の事故後、検定作業に入っていたものですから、そういう中で特別に差しかえて放射線というもの、放射能というものについて学習するようというふうになって、理科の教科書には1年生から3年生までの教科書すべて載せてありますので、これも年間3時間程度で学習しているということでございます。

教科書もあるわけですが、副読本に具体的な内容が記載されていますので、中学校の副読本は「放射線の世界」というふうなものから、これも6項目ほどあるんですが、「放射線の管理・防護」までの内容となっております。それらを小学生は小

学生に合った内容で学習すると。

あと、小学校でパソコンを使ってインターネットで学習をする授業もあるわけです。総合なんかの学習ですね。放射線とか放射能についての情報が、今の子供はパソコン、非常に上手にできますので、それなんかも開いて、副読本と同時にインターネットを活用した中身で放射線についての学習も進めていると。もちろん、中学校もコンピューター室がありますので、興味ある子供はどんどんインターネットを活用しながら放射線についての学習を深めているという状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 副読本って、小学校で大体21ページ、中学校で27ページぐらいになっておりまして、これを3時間でというとなかなか難しいのかなと思っていましたけれども、小学校は5年生と6年生だけ、要するに1年生から4年生まではなかなか難しいという、多分そういうことだと思いますけれども、そういう中で、小学校1年生から4年生までの子供さんには、ここの公園は危ないとかそういう話だけはしていらっしゃるんでしょうか。ここは高いよとか、ここで遊ばないほうがいいよとかというような、具体的な部分での小学校低学年・中学年の子供さんの教育になっているんでしょうか。この点についてちょっとお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほどもお話し申し上げましたように、基準値を超えている公園等の近くにある学校の児童生徒については、担任を通して、低学年、1年生は1年生、発達段階に応じた、危ないから近づかないようにと、具体的に担任のほうで説明していると。4年生まではそういうことです。もちろん、親御さんにも文書で通知しておりますので、親御さんのほうからもやっぱり発達段階に応じた指導のあり方、家庭でもしていただいているということでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 小学校の5年生と6年生は、これを使って大体3時間ぐらい勉強するという、そういうご答弁をいただきましたけれども、一番この中で力を入れて教えていることはどこでしょうか。何かこの副読本を見ると、放射線て何だろう、放射線はどのように使われているの、放射線を出すものって何だろう、放射線を受けるとどうなるの、放射線はどうやってはかるの、放射線から身を守るには、放射線

についての参考みたいな感じで書いてありますけれども、私は、一番この中で大事なものは、今は放射線を、今の状況をまずしっかりとわかってもらうという、そういうことだと思います。そして、その中で、これから放射線を受ける、もう二度とないと思いますけれども、身を守るためにはということに一番力を入れて勉強していただきたいと思うんですけれども。

例えば学校の先生方は、亶理町の現状について、しっかりとわかっているとは思いますが、ちゃんと周知はしているのでしょうか。やっぱり先生が亶理町の現状についてわかっていないと、子供の放射線、小学校1年生から4年生までの言葉での話、あと文書で父兄のほうへの伝達という部分がありますけれども、一番先生の力が大事なのかなと思いますけれども、その点、町として、教育長として、町の小学校・中学校の先生方にはどのように伝えているのか教えていただきたいと思っています。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 放射線の知識と言ったらいいんでしょうか、その対応については、月1回、校長会がごさいます。それから教頭会もごさいますので、その席で私のほうから、各学校の放射線量の状況については、インターネットで毎日表示されますので、どの学校が若干高いかとかというのは皆把握、先生方もしているわけでごさいます。したがって、校長会、教頭会の折に、先生方にその学校の実情に応じて子供たちに適切に指導をお願いしたいというふうなことを指示しているわけでごさいますので、各学校の先生方も亶理町内の小中学校の空間放射線量については十分に認識していると、私はそういうふうに理解しておりますし、それに基づいて各学校の条件に応じた適切な指導を先生方がやっているんだろうというふうに思っているところでごさいます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 公園の除染、ちょっと高いところとか、言葉とか文書では知らせているとは思いますが、その地域に住んでいらっしゃる亶理町民には全然わからないわけですね。ですので、何かを立てておくというのもどうなのかなと思いますけれども、やっぱりここでは遊ばないほうがいいですよとか、そういう表示みたいなことはこれから考えていかれるつもりでしょうか、その点についてお伺いしたいと思います。先ほど言った長瀨ガーデンの公園、それからあぶくま公園、

あそこら辺もきちっと、高いところは高いときちっと表示を私はずべきだと考えておりますけれども、その点についてお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 具体的に言いますと、あぶくまグラウンドに隣接している逢隈小学校、間借りしている荒浜小学校、逢隈中学校、間借りしている荒浜中学校の児童生徒には、すべてそういうふうにしていますし、親御さんにも文書で通知したと。それから、長瀬ガーデンは吉田小学校ですので、吉田小学校の児童に向けては学校で指導するし、保護者に対しては文書で通知したということでございます。この2カ所が高いわけでございますが、先ほど除染というようなこともございますので、その件については教育委員会としまして今のところは考えておりませんが、放射能対策室で今後、検討もさせてもらいたいと思いますが、その辺は今、教育委員会としては考えていない、今後の検討課題かなというふうに思っているところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） お母さんたちの話の中で、あそこは高いから文書が来たよとか、あそこでは遊ばないほうがいいんだよとかというような、そういう話を聞いて、そうなんですかと私のほうに尋ねられることもあります。ぜひ亘理の町民の皆さんには、これからの除染計画の中でもっともっと具体的になってくるんだとは思いますが、ぜひそういうのをきちっと示していくということが大事なことかなと思っております。

そして、荒浜中学校の子供さんたち、逢隈中学校の子供さんたちがあぶくま公園で運動していたという、そういう事実もあります。そういう部分で、今、運動する場所がなくて困っているんだなんていう話もお聞きしますけれども、しっかりとそういう今の状況を子供さん、関係するだけでなく、亘理町民の皆さんにしっかりと伝えていく。そして、子供たち、亘理小学校の子供が長瀬ガーデンの公園に行き遊ばないなんてこともありませんので、私はしっかりと何か表示をすべきかなと思っておりますけれども、それもこれから検討していくということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

本当に、なかなか放射能の部分ではおさまらないというのは現状なのかなと思っております。先ほど同僚議員も言っておりましたけれども、福島から70キロ、女川からも

70キロという部分で、本当に大分、きちっとした、これからの対策も含めて、しっかり子供たちに教育をしていていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

再開は12時10分といたします。休憩。

午前 11時58分 休憩

午後 0時10分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番。鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番、鞠子幸則です。

当局の答弁にもよりますけれども、1時20分ごろまでかかる予定なので、傍聴の皆さん、当局の皆さん、議員の皆さん、よろしく願いいたします。答弁が簡単であればすぐに終わるんですけども、私は、三つについて一般質問を行います。

まず、一つ目は孤立死・孤独死を防ぐために、二つ目は暴風と大雨被害について、三つ目はいちご団地造成事業について順次質問します。よろしく願いいたします。

まず、孤立死・孤独死を防ぐためにです。3点質問します。

まず、第1点目、これまで孤立死・孤独死を防ぐためにどのように取り組んできたのか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鞠子幸則議員にお答えいたします。丁寧にご回答申し上げます。

これまでの取り組み状況でございますけれども、高齢者の世帯を主な対象といたしまして、議員さんから言われた孤立死あるいは孤独死を防ぐべく取り組んでまいったところでございます。

現在、取り組んでいる事業につきまして申し上げます。緊急通報システムの設置における継続的な見守りや緊急時の対応を行っておるところでございます。それらの内容を具体的に申し上げますと、高齢者の総合相談窓口であります地域包括支援センターにおきましては、高齢者本人や離れて暮らす家族、そして民生委員や行政区長さん、地域の介護支援専門員等から相談を受けることで、包括センターが地域

の介護保険センター事業所や介護支援専門員等と連携の上、サービス利用調整を初めとする介護・見守りの仕組みづくりを行ってまいっておるところでございます。

さらには、ご案内のとおり、亘理町社会福祉協議会が事業主体として実施している愛のヤクルト訪問事業につきましては、70歳以上の独居の高齢者宅へ地域担当の民生委員の方々の協力のもと、毎週1回ヤクルトを配達し、お声がけの上、健康状態や近況を伺いながら、見守り安否確認を実施してまいっております。

また、ご案内のとおり、東日本大震災後、仮設住宅で暮らしている方々に対しましては、新たに公共ゾーン仮設住宅地内に設置いたしました亘理町サポートセンターを活動拠点として、生活支援員や看護師、さらには町の保健師や集会所の臨時職員など、独居の高齢者の方々だけでなく、体や心の健康面で心配な方のお宅にも定期的に訪問の上、お声がけ、見守り、そして健康の近況の確認を行い、必要があれば適切なサービスや支援を実施してまいっております。

また、障害のある方につきましても、震災後、障害のある方だけの世帯となったところもあり、親族のお世話も限界に来ていることなどから、早急にグループホームへの入居で対応したケースもございます。

なお、健康補助の観点からは、孤立死・孤独死にかかわらず、町民が健康で過ごせるよう各種の健康診査やがん検診を実施し、死亡につながる病気の早期発見と、検診の結果、高血圧や高血糖などの方々に対しましては保健師あるいは栄養士による事後指導も行っておるところでございます。そういうことから、これからも健康指導に徹底をして、健康調査においても、心のケアが必要と思われまますので、今後とも継続的訪問に向けた取り組みを実施してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。それで、お伺いしたいのは、関連しますけれども、高齢者、単身世帯ですね、19年、20年、21年、22年、23年、何世帯あって総世帯数の割合は何%か、及び、高齢者夫婦世帯、これも19年、20年、21年、22年、23年でそれぞれ何世帯あって総世帯に占める構成比率は何%か、わかれば述べてください。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 担当の福祉課長に答弁をいたさせます。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、単身世帯、65歳以上の高齢者の関係でございますが、世帯数について、あと比率について申し上げます。19年度が588世帯、要するに588人ですね。比率が5.4%。それから、20年度が639世帯、5.7%。21年度が688世帯で6.1%。22年度が720世帯で6.4%。23年度で776世帯6.9%。ちなみに、平成24年の3月末現在で単身世帯は805世帯と、比率を出しておりませんが数をとらえてございます。以上でございます。（「高齢者夫婦世帯」の声あり）

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 高齢者の夫婦世帯につきましては、19年度が765世帯、7.0%。20年度が813世帯、7.3%。21年度が870世帯、7.8%。22年度が901世帯、8.0%。23年度が929世帯、8.2%。24年3月末現在での高齢二人の世帯が954世帯でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員

16番（鞠子幸則君） 述べてもらったとおり、高齢者単身世帯も高齢者夫婦世帯も、世帯数も総世帯に占める比率も毎年ふえているというのが事実であります。

(2)に移る前に、大手保険系列のニッセイ基礎研究所、このニッセイ基礎研究所というのは研究でも権威のあるところですね。の推計では、死後4日以上経過して遺体で見つかった65歳以上の高齢者は、年間1万5,600人にも上ると。毎日約40人の高齢者が、だれにもみとられることなく息を引き取っていると。毎日40人の方が、65歳以上の高齢者が、だれにもみとられなく息を引き取ると、こういう社会は普通の社会ではないと思います。それを防ぐためにも、第2点目に移ります。

孤立死・孤独死を防ぐために、新聞がたまっているなど異変を感じたとき、町や警察、社会福祉協議会に連絡してもらうように、町、警察、社会福祉協議会、新聞販売店、郵便局などと協定を結んではいかがでしょうか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 亘理町そのものは、地域のきずなの強さは本町はすばらしい町ではなかろうかと私は常々思っております。それと、特に、集落地域におきましては、「結（ゆい）」という言葉がございますけれども、それらを活用しながら、今後ともきずなとゆい等を進めてまいりたいと思っております。

そういう中で、今回の震災によりまして、隣近所等々のつき合いが希薄になったという状況にもなっております。特に仮設住宅等々、それらに伴いまして、やはり

ストレス等も考えられますので、ぜひこれらのストレス解消のため、あるいは孤独死・孤立死、それを防ぐために、ご案内のとおり、町のほうでは仮設住宅5カ所に7集会所を設置して臨時職員おのおの3名ずつ配置しておるわけでございます。それと同時に、サポートセンターの生活支援員や看護師あるいは保健師等による巡回、そして見守りを行っておるわけでございます。これを充実・強化をしながら、やはりこれらの孤独死・孤立死がないように対応してまいらなければならないと思っております。

そういう中でのご質問でございますけれども、ご提案いただいた施策については、日常活動の中で訪問することが仕事になっております新聞配達員や郵便局員の方々の情報は、大変貴重な情報源であると思っておるところでございます。そういうことから、これから関係機関とも協議してまいりたいと思っておるところでございます。さらには、社会福祉協議会とやはり民生児童委員を交えながら、先ほど来お話のとおり、孤立死あるいは孤独死の予防のため従来から連携を図っておるところでございますけれども、今後なお一層、やはり情報の交換を行いながら、やはりそれにつけても個人情報の保護ということにも留意しながら、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるような仕組みづくりが最も大事と思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、町長、個人情報保護法について述べましたけれども、各地で孤立死が相次いだことを受けて、厚生労働省は5月11日、電気、ガス、水道の料金滞納などから生命の危険が疑われるケースについて、個人情報保護法が適用されず、事業者側が本人の同意なしに情報提供できることを周知する通知を都道府県などに出したと。また、情報が自治体側に伝わる仕組みもつくるように求めていると。これは、今年の札幌市やさいたま市で見つかった孤立死でも、本人宅で電気やガスの供給がとめられていたが地元自治体に伝わっていなかったと、こういうのを受けて、厚生労働省は、個人情報保護法にかかわらず、生命の危険があるというふうに、事業者ですね、ガス会社、電力会社、新聞店も含めて、そのときには個人の同意を得なくても情報を自治体に通知できるんだというのが厚生労働省の通知であります。これについてはご存じですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） そういう内容については、十分承知をいたしておるところでございます。なお、この新聞あるいは郵便局員ということでの対応ということでございますけれども、きょうも傍聴のほうに河北新報の地元支部であります原口記者もおりますので、特に、亘理町民は恐らく河北新報を大半は講読しているんじゃないかなろうかと思いますが、それらについてもいろいろと今後、対応を検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今後、協定を結ぶかどうか、これも関係機関と話し合うと思うんですけれども、この通知も踏まえて十分検討する必要があると思っておりますけれども、もう一回答弁をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 議員さんがおっしゃることを踏まえて、今後、前向きに検討してまいりたいと思っております。以上です。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3点目に移ります。孤立死・孤独死を防ぐために、仮設住宅の希望者に緊急ブザー、緊急ブザーは屋内の呼び出しボタンを押すと屋外の警報装置が光と音で周囲に異常を知らせる装置であります。これを希望者に設置してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この件につきましては、昨年、佐藤アヤ議員にもお答えした内容となっておりますけれども、孤立死・孤独死を防ぐためには、やはりひとり暮らしや高齢者等、緊急通報システムの活用が最も有効と考えておるところでございます。そういう中で、ひとり暮らしの高齢者宅に設置された緊急通報装置より高齢者が発した通報を町が委託しております。これについては警備会社に委託し、警備会社が受信し、本人の訴えから必要に応じ救急や消防、あるいは警察、登録している協力員の方々へ通報し、問題を解消するサービスであり、ひとり暮らしの方の緊急時の不安を解消し、安心して過ごす上で、日中・夜間を問わず有効な手段と考えております。

そういう中で、仮設住宅入居者の65歳以上の独居高齢者の方へは今年2月上旬に緊急通報のチラシを配布したところ、10名の方からお問い合わせをいただき、4名

の方々が新規で設置したところでございます。

また、65歳未満のひとり暮らしの方につきましては、仮設住宅全体で49名いらっしゃいますが、各仮設住宅集会所に常勤しております町の臨時職員が毎日、見守りを行う際に、所有する車に動きがないなど、あるいは何か異常を感じたときはすぐに町に連絡が入るような体制づくりを、毎日のように臨時職員が被災者支援課のほうに参りまして連絡調整を図っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、緊急通報システムについて述べられましたけれども、貸し出し台数は21年度と22年度、どうなっていますか。亘理町全体で。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、設置している台数は48台と聞いておりますけれども、具体的な内容わかりましたら、福祉課長のほうから答弁いたさせます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） ちょっと具体的な数字、つかんでおりませんが、今回の震災の関係でふえたことは事実で、先ほど町長が申しましたように、本年5月末現在で48台と、うち、仮設住宅が5台という状況でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 仮設住宅に高齢者単身世帯は何人いますか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） うちのほうと被災者支援課のほうで高齢者の関係等、見回り等も進めておりますけれども、その関係の台帳を見ますと100人が一応高齢者の関係ということで、あと、若い方につきましては49名という状況でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 高齢者の単身世帯が、仮設住宅に100名ですね。恐らく、館南の仮設住宅が多いはずなんですよ。ひとり暮らしの高齢者がね。あそこは要するに、介護の必要な人とか、単身の高齢者とか、障害者、優先的に仮設に入るようにしましたからね。それで、仮設住宅と仮設住宅以外の方で緊急通報システムの貸し出し料はどうなっているんですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 保守の関係での料金はいただいておりますけれども、同じ金額で

ございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 同じ金額というと幾らですか。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 500円でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） 緊急ブザーについての答弁はさっきなかったと思うんですけども、緊急通報システムで対応するのが答弁であれば、緊急ブザーは当面考えないというふうに理解していいですか。

議 長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 仮設住宅に関しましては、この緊急通報システムを利用してやっていきたいと思います。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） ちなみに、これは国の厚生労働省の説明だと、仮設住宅の孤立死対策として各戸に緊急ブザーを設置する追加工事を認めると。その場合の設置に係る費用は災害救助法に基づく国庫負担の対象であるというふうに、全額国の負担で、仮設住宅に緊急ブザーを設置した場合はお金は国で出しますよと、それも災害救助法を適用しますとなっているわけなんですね。それを踏まえて今後、検討されますか。

議 長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 議員さんのおっしゃるのは、警報装置でございますが、光と大量のブザー音で屋外に設置したものを近隣の方が発見して、そのおうちに行って対応するというこの装置でございますが、実際、それだけでは、近隣住宅、住民の方が不在であった場合とか、あと、行ったんですけどもその住民の方の対応がおくれて万が一のことになるというようなこともございまして、町といたしましては、先ほど町長が述べましたように緊急通報システムのほうを設置していきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

1 6 番（鞠子幸則君） この孤立死・孤独死を考える場合に、次のことだけを言って2点目の質問に移ります。孤立死・孤独死がふえ続けている背景には、貧困問題の急速な

進行があると。雇用不安、これは非正規労働者がふえていると雇用が不安定にされ、社会保障が引き下げられ、高齢者や病気を抱える人にとってはますます暮らしにくくなっていると。地域の人たちによる見守りやネットワーク、そして通報体制づくりは当然重要であると。しかし、それだけでは限界があると。やっぱり命が失われては遅過ぎると。社会保障をしっかりとした、機能し、そして、人間らしく暮らせる社会、これをつくるのが孤立死・孤独死をなくす根本的な問題であるということだけ述べて、次の2点目に移ります。

暴風と大雨の被害について、3点質問します。

まず、第1点目、2012年4月4日の暴風による農林水産業の被害状況はどうなっているのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもってパイプハウスのビニール被害でございますけれども、被害農家戸数が39戸でハウス棟数は66棟、そして、ハウスの総延長は1,912メートル、面積にして1万407平方メートルで、被害額は222万7,000円となっております。また、パイプハウスの倒壊は2戸で、ハウス棟数は3棟、ハウスの総延長は100メートル、面積にして540平方メートルで、被害額は97万2,000円。合わせまして被害総額は319万9,000円となっておりますのでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、農業のことを言われましたけれども、水産業とか林業の被害はなかったんですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今のところは、その被害状況については被害がなかったと報告がありました。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） ちなみに、宮城県が4月20日、県内で4月3日に吹き荒れた強風による農林水産業の関係の被害が、総額9億1,669万円になっているというのが宮城県の推計であります。それから見ると、亶理町は300万円ぐらいですからね、余り、そんなに被害が大きくなかったというふうに思います。それを踏まえて、第2点目に移ります。

町として、4月4日の暴風による農林水産業の被害対策をどう進めてきたのか、

それを答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらの内容については、国のほうでは施設修復のための経費に対する助成措置があるということで、これについては5月29日に開催されました。対象者については、その内容についてJAを通じまして説明を行っており、現在、取りまとめを実施しておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いつまで取りまとめて、いろんな基準が当然あると思うので、基準を満たした農家の方々にはいつまで被害対策をするのか、それだけ答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 取りまとめというのは、きのうまで、15日までだったんです。ただ、JAからまだその報告がないということでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 取りまとめて、一定の基準を超えて、助成金が出ると思うんですけども、被害補償ですね、それはいつまで行うのか、その見通しがあるのかどうかですね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、補助率については10分の3以内と聞いておるわけでございます。そういうことから、これらの補助の対象事業といたしましては、ことしいっぱいということで国のほうで考えているようでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。3点目に移ります。

大雨による被害にどう対応するのかでありますけれども、2012年5月3日から4日にかけて、大雨による被害はどうなっているのかであります。例えば、仮設住宅の雨漏りや校舎の雨漏りなどであります。被害状況はどうなっているのか答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 昨年の3月11日以降、すなわち東日本大震災以降、仮設住宅1,100

戸を5カ所に建設したわけですが、雨が心配で、その都度私、仮設住宅を巡回しております。と申しますのは、側溝装置がないということ、排水機能が悪いということ。そして、仮設住宅の外にエアコンの回転機器がある、これがブロックに上がっているだけで低いわけですよ。それに水が入りますとエアコンの機能が悪くなるということで、雨が降るとすぐ、総務課の防災担当と先日も5月3日から4日にかけての内容について、あるいは、その後3日後とかもまた雨が降ったんですけれども、私、うちにいるよりも仮設住宅を巡回しながら、臨時職員あるいはそれらにも指示をいたしておるところでございます。

そういう中で、この雨漏りそのものについては、館南仮設住宅の風除室の雨漏りが3件、公共ゾーン第3仮設住宅で室内の雨漏りが4件報告されております。いずれも施工元であるプレハブ建築協会に連絡をとり、早急に修理をしております。

やはりこれから、特に梅雨に入り、昨今の異常気象を考えますと大雨に見舞われることが本当に十分考えられますので、今後とも、特に被災者支援課、あるいは建設部門である都市建設課の職員等々と見守りをしながら、この仮設住宅の床下浸水あるいは雨漏り、あるいは側溝等々、それらについて十分対応しなければならないと思っております。特に、仮設住宅に入っている議員さんもおられますけれども、それらについてもぜひご協力方お願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 仮設住宅は、館南が3件、公共ゾーン、東側の第3集会所が4件として雨漏りの対策をとったというふうに答弁をいただきました。それで、学校の校舎は雨漏りはなかったんですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 学校関係については教育長のほうから答弁させますけれども、もう一点だけ皆さんにお願いがございます。と申しますのは、きょうからもこのように雨になって、梅雨どきに入ります。仮設住宅のカビですね。これも早目に窓をあけたり、天気がよかった場合は戸などをあけて空気の通風をしないと、カビにより高齢者あるいはひとり暮らしの、のどをやられるとかいろいろ病気が発生しやすくなりますので、その辺も、仮設住宅の臨時職員に指示をしておるわけですが、その辺についても議員の方々からも仮設住宅の方々に、カビ対策について

も十分、やはり通風がよくないとだめだということでございますので、ご協力願いたいと思います。学校関係については教育長のほうから答弁をいたさせます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、大雨によります各学校の校舎等の被害につきましてお答え申し上げます。

学校、老朽化している学校も結構多くございますので、ここ二、三年、雨漏りの原因箇所がはっきりしている学校につきましては重点的に修繕をしてきてまいりました。窓枠等からの吹き込み以外で雨漏りした学校は3校です。逢隈小学校と高屋小学校と逢隈中学校の3校でした。具体的にどういうところかという、逢隈小学校では東校舎の1階と2階の東側、それから、2階、3階の西側の一部から雨漏りしたわけでございます。高屋小学校では、東昇降口と西階段の一部でございます。逢隈中学校では、東昇降口の一部で雨漏りが発生したと。その他の学校からは、被害はなしと報告を受けているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 亙理小学校の音楽室は雨漏り、なかったんですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 亙理小学校からは、雨漏りはなしと報告がしてあります。亙理小学校は今から四、五年前、屋上を全部メンテナンス、直しております。そういう関係で、今回の大雨でも雨漏りしなかったのかなというふうに思います。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2010年、ですから、平成22年の12月議会に教育福祉常任委員会の所管事務調査報告書が提出されております。学校の施設整備について、11月4日に亙理小学校、吉田小学校、荒浜中学校、11月9日に長瀨小学校、そして逢隈中学校を視察した。視察の目的は、児童生徒が学習、生活等々をして一日の大半を過ごす学校施設であるということと、また、学校開放時は地域住民の避難所になっていると、学校施設がそういう避難所になっているので、その改善のために視察研修をしたというところで、その指摘の中で、恒常的な問題であるが、屋根から雨漏りが生じ、その都度、修繕しているという。このときは恐らく逢隈中学校も雨漏りをしょっちゅうして、その都度、修繕しているという指摘がされているはずで、それを踏まえて、この学校施設、小中学校も含めて、学校校舎については雨漏りは早急に対応

する必要があると思いますけれども、洪水の問題は当然ありますよ。そういう点についていかがですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 昨年の3.11の大地震で、やはり亀裂等が入ったのは事実でございます。その改修に向けて、今年度、予算をつけて、今お話あった3校を重点的に改修工事をやっていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この教育福祉常任委員会の所管事務調査では、この時点ですけれども、全小中学校で耐震補強工事は済んでいるということも指摘されていますので、悪いことだけ指摘しているわけではないので、それだけ念のために言って三つ目に移ります。

亘理町いちご団地造成事業について、4点質問します。

いちご団地造成事業について、2013年9月までにイチゴの苗の定植は可能か、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦夫君） 亘理町の基幹作物であるイチゴの早期復興を目指して、団地造成事業を推進していることから、平成25年、来年の9月ころまでには定植ができるよう努力をしまいたいと思っております。それらの予算そのものについては、ご案内のとおり、第2次の復興交付金におきまして応分なる交付が決定されたわけでございます。これらについての用地の借り上げ、そして造成、ハウスの建築等々がございまして、これらについてはやはり来年の9月まで全団地が完成できるよう、関係の方々、特にJAさんと、あるいはいちご組合の方々とも調整をしながら努力をしまいたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 来年の9月まで定植可能だという答弁であります。

午前に高野進議員さんが質問されましたけれども、そのときの答弁として、いちご団地造成事業の第1次配分との関係で、国と県と町の認識のずれがあったという話をされました。復興庁の職員は、ことしの5月段階でも、現場ではことしは作付はできないというふうになっているにもかかわらず、認識として、これから事業

を着工すれば今年中に作付は可能だと、こういう認識なんですね。イチゴはすぐにできるわけではないんですね。すぐにできるわけではないんですね。そういう認識で、これはどこからそういう認識が来ているのかわかりませんが、現場を知らない復興庁の職員がそういう認識を持っているということが、非常に事業をおくらせる大きな要因に私はなっているというふうに思います。

このいちご団地に申し込んだ農家の皆さんはどういうふうに思っていると言いますと、政府の対応のまずさから工事着工がおくれたために今年の生産再開には間に合わないと、農家の皆さんはことしこそはつくれると思っていたと、2年連続して無収入だと、非常に困っているというのが、これは第1次配分がわずかだった、測量調査費だけがついたというときの、農家の皆さんの、いちご団地に申し込んだ方々の思いです。ですから、こういう皆さんの思いをしっかりと受けとめて今後、取り組む必要があると思いますけれども、その点について答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、お話あった内容そのものについてはそのとおりだと思いますけれども、復興庁から過分なる交付金が交付されたわけでございます。これについては、余り批判をしたくないと思っております。このように亘理町の基幹産業のイチゴのための交付金がついたということ、これからが最も大事だと思っております。

と申しますのは、このイチゴ農家そのものの方々についても、手挙げ方式で、したわけでございますけれども、聞くところによると若干やめるような人も出てくるとかいろいろの事情があるようでございます。それらについては、これからJAさんといちご組合の方々、さらには町の農林水産課等とも調整をしなければならないと思っております。そういう中で、やはりイチゴそのものについては、すぐできるものではございません。定植の前には苗の育て方とか、あるいは団地になる土地の地権者の同意、そして造成事業、そしてハウスの建築、そして各農家の耕作する面積等々もいろいろと調整しなければならない。そして、いちご団地の、手挙げ方式そのものでございますので、どういう順番で取り組んでまいるか、どの地域からやるか、そういう方法もこれからの大きな課題かなと思っておるところで、このためには、やはりいちご組合の方々、要するに生産者の方々のお互いの合意形成というか、協力体制が最も必要ではなかろうかと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いちご団地造成事業について、18日に審議される一般会計補正予算にいちご団地造成事業として歳入では82億6,300万円が計上されているんですね。これは、もう来ているんですか、それともまだ来ていないんですか。来ていないのであれば、いつごろ来る予定なんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 交付可能額ということで発表になったわけでございますけれども、まだ金庫には入っていないということ、恐らく来月、7月になろうかと思っております。これについてはできるだけ早く交付を受けて事業を展開してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 復興交付金を交付するのは復興庁で、それから事業を再開するのはそれぞれの担当省庁というふうになって、いちご団地造成事業は農林水産省が担当するようになると思います。農林水産省の担当者は、5月29日にこういうふうに言っているんですね。交付金が承認されたので、早急に事業を着工し、一部でも今年度の作付が再開できるように努力したいというふうに農林水産省の担当者は言っているんですね。農林水産省の担当者は、イチゴの作付、どういうふうな生産パターンであるかはよく知っていますからね。事業再開のために努力したいというふうに農林水産省の担当者は言っております。これを受けとめて、具体的に町ではどういうふうに取り組みますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町としてもそのような方向で努力をしなければならないと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 先ほど、午前中も小野議員さんの防災集団移転促進事業ではないんですけれども、やっぱり町民の方たちに形で見せて、いちご団地でイチゴをつくれるんだということを形で見せることが大事だと思うんですね。そして、そのためには、造成、そして施設の建設となりますけれども、造成事業を早くやって、来年の9月まではつくれるんだと、こういう希望を持たせるのが私は大事だと思いますけれども、その点、もう一回答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） そういう方向で担当課あるいは県とも調整をしておりますけれども、一挙に造成あるいはハウスができるわけではないわけですね。その場合、イチゴ農家の方々が、おれは最初欲しい、その辺の順番というか、どういう、地域ごとに分けるのか、その辺が一番、先ほど来言っている、集団移転だけでなく、その辺の合意形成がなければ、早い者勝ち、その場合、抽選でやるのか、同じ団地の中でも、早く、シンボリックにつくれますよということも考えております。そのためには、やっぱりイチゴ農家、個々の農家がお互いに連携をしながらしてもらわないと、この施設そのものについては土地・建物、町の施設でございます。5年後には農家に買い戻ししてもらわなければならないわけですね。そういうことで、順番が、シンボリックな内容というか、その辺についてこれからの悩みだと思っております。一挙にやれば一番いいんですけれども、それもやはり造成事業、ハウスの問題、それらについて大変これから苦勞する内容かなと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 鳥屋崎のところも含めると、花卉・野菜を含めると3団地ですか。3団地ですね。全部一斉にやれというふうに言っているんじゃないかと、いちごファームでもいいですよ、造成事業をやって、イチゴをつくれるんだということはこの団地に申し込んだ方々に見せることが大事だと思うんですね。お伺いしますけれども、7月22日の臨時議会ではどういう議案を提案するんですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今、次回の臨時議会ですけれども、7月20日の話でないかな。私のところには、7月20日ですね。これについては、やはりイチゴ農家のための早期復旧ということで、造成事業、それについてもやはりこれから、その造成する土地の承諾をもらうということ、これについてはおおむね担当のほうと担当農協の方々の調整をしておりますけれども、そういう方向でやっております。そういう中で、先ほど言った3団地であっても、例えば全体的には70ヘクタールの土地ですよ。その際に、1団地例えば30ヘクタールの中に造成するのでも一挙にできませんよね。できたところから今度、ハウスもできない。そういういろいろ、今度造成が終わってからハウスの建築をすべきか、中間的な、造成が終わった分にハウスを建てるか。これについても、農林水産省あるいは復興庁ともいろいろ調整している段階なんです。要するに、造成事業の完成検査を終わってからでなければ建物だめになるのか、

部分的でも、一部でも造成終わったところにハウスを建てていいのか。その辺も今、担当のほうで、できるだけ早くやるためには、造成終わった部分からある程度区切った中にハウスを建てたほうが有効活用になると思っております。しかし、それについてもまだ調整中であると。そして、もしそのような方法になった場合でも、例えば、30ヘクタールのうち10ヘクタールが終わったところについての耕作者は、だれが最初にやるか。その辺の考えね、私早くやる、だれがやる、そういういろいろ、もろもろの事情をこれからも調整しなければ、つくればいいという問題でなく、そういう、やはり被災されたイチゴ農家の方々も、早く自分がやりたい、早くお願いしたいといろいろあるけれども、国の縛りもあるし、造成事業、ハウスの問題、それらの内容、土地の問題、それらについてこれから全力投球をしなければならないと思っております。そういうことで、やはり議員の方々におかれましても、それらの内容を十分、町民から、農家の方々に聞かれた場合についてはご説明を願い、協力方よろしくお願いいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 早急に事業を進めていただきたいと思います。私も、農家の皆さんに聞かれたら、町の説明のとおり、自分の思いを加えないで、町の説明のとおり説明します。そうしないと、おかしい希望を持たせてもしょうがないのでね。それを踏まえて、第2点目に移ります。

いちご団地造成事業について、生産者の負担経費はどうなるのか答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 団地に参加する生産者が負担する経費は、イチゴ生産に係る通常の生産費を負担していただくこととなります。これは水とか電気とか、それからの内容。

負担する主な経費は、用地の賃借料、さらには水道の使用料、用排水費、さらには生産に係る諸経費、そして、農機具等共同利用施設の管理経費及び基金積立金、施設の修繕等の管理経費等となります。なお、現計画では、5年後に用地を取得していただくため、新たに用地購入代金、そして用地購入後の用水の精算金が負担する経費となります。なお、施設の建設及び団地の造成等の工事については、町が実施いたします。施設を生産者に無償貸与するというに、その間、5年間、無償

貸与することになっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今、町長が、生産者の負担として、用地の賃借料を含めて、あと水道の整備費、それから用水費とか生産関係に係る経費、あと農機具の共同利用のための施設費、それから用地購入費とか用地購入後の用水の精算金、それと基金の積立金というふうになりますけれども、あと施設の維持管理費ですね。これを合わせると、1戸当たりの農家の皆さんは1年間どのくらい負担するんですか。そこまで算出はされていますか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） うちのほうで、県の園芸センターの試算などを含めまして今回、高設栽培、水耕でやった場合の基準でございますが、大体10アール当たり5トンぐらいとれるんじゃないかというふうな試算をしております。キロ、一番安い時期で、今大体1,000円ぐらいになっているようでございますが、930円で計算して試算している数値がありますが、その中で、先ほど言った光熱水費とか、そういう土地代関係の2万円とかそういうものを当て込んでいった場合、ただ、基金については別途でございます。基金というか積立金は別途に試算して、大体、生産、所得率というと45%ぐらいが所得率になって、試算としては230万ぐらいの所得になるんじゃないかというふうな試算をしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今の、もう一回答弁を確認しますけれども、年間1戸当たり、平均すると230万ということですか。もう一回。1年間でどのくらい負担になるのかです、1年間に。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） まず、光熱動力費66万円、あと水道費で13万、あと、土地改良の水利費が約7,500円、あと租税公課が1,900円、賃借料2万円、あと、共済の保険料が1万3,000円ぐらいですか、あと、出荷販売手数料というのが、この中には120万円ほど入ってございますが、これはあくまでも手数料と資材、要するにイチゴを詰める梱包とかが入っていてそれが127万ほど、皆含めまして280万ほどかかるのではないかというふうに試算しました。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。では、3点目に移ります。

いちご団地造成事業について、町として生産者の負担経費の軽減のために今後、どう取り組むのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 通常の交付金につきましては50%の負担金で、平成23年度東日本大震災農業生産交付金、これについては国が50、県が25、そして町が5%においても、生産者負担が2割の補助制度で実施しました。しかし、今回実施しております団地造成事業においては、施設の建設費等については町が設置すると、生産者には無償貸与されることから、負担はゼロという形になっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 復興交付金を含めて全額国交付金であるから、造成もして施設もつくるんだと。だから、それ以上、生産者の皆さんの負担の軽減は難しいという答弁ですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどの2問目でも課長が答弁したとおり、例えば1反当たりの粗収入額が500万とした場合、さっき単価言いましたね。その中で、生産するためには水道料とか燃料費とかあるいは肥料代とか、いろいろの経費がかかるのが約270万から80万ぐらいかと。そういたしますと、手元に残る純所得金額が230万ぐらいだということで、これは生産するための本人の通常経費と思えばいいんですよ。270万そのものは。そういうことから、今回の団地そのものについては、造成から土地の借り上げから建物そのものについては町のほうで建設すると。その建設するその金については全部、復興交付金が充当されるということから、本人負担はゼロであるということをご理解願いたいと思います。そういうことでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。それでは、最後に(4)に移ります。

いちご団地造成事業について、事業内容をわかりやすくどういちご団地に参加する人たちに説明するのか、事業内容についてどうわかりやすく説明するのか、答弁をお願いいたします。今までのことも含めて、これからのことも含めてですね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 参加者の事業内容そのものについては、先ほど来お話のとおり、団

地造成の面積あるいはイチゴ農家の手挙げ方式による参加者、そして、これからの造成、ハウスの建て方、それらについては特に説明会を終わっておるわけでございます。そういう中で、やはり100名を超える農家で、一度に、何回もは大変でございます。やはり代表者、約30名の代表者を選んでもらいましてその代表者の方々に説明を申し上げ、そして、各地区のイチゴ農家あるいは花卉、あるいは野菜団地の方々に連絡網を張りめぐらせて、やはりお互いに、これについては膨大な事業でございますので、イチゴ農家あるいは花卉、野菜団地に参加される方々がお互いに協力を密にさせていただかなければならないと思っております。そういうことから、これからJAさん、JAさんは収穫があったものをもって手数料をもらうほうでございますけれども、やはりその辺についてもJAさんから協力をもらわないと何も前に進まないと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2次配分以降は、代表者には説明したんですか。（「直接、担当課長から」の声あり）

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 5月25日に2次配分がされました。たしかその後の30日あたりだと私、記憶しているんですが、5月30日にJAの本所3階に集まりまして、33人の代表者に今の復興交付金の交付可能額が決定されたという中で、今後の方向性などを説明し、再度細かく、今後の施設の内容、高設ベンチと言っても二通りありまして、養液栽培と、あとまぜ込みということで、土耕の関係あるんですが、その辺で関係者のほうから、同じ高設でも二つの方法で採択してもらえないかというような要望等ありました。

あと、今回は施設、ハウスにつきましては丸屋根と三角屋根あるんですが、どっちでもいいよという言い方しますと金が全然違いますので、丸屋根の場合は高くなります。ただ、熱効率は、メリット的には熱効率がいいと。ただ、今の市場からいって、丸屋根になった場合、加工しなくてはいけない。そうした場合に、先ほど議員さんおっしゃるように、来年の9月までの定植にその資材が間に合うのかという問題がありますので、三角屋根の方向で進むような話はしています。

あと、きのう、一本松、開墾場のほうで再度、詳細な打ち合わせをJAさんが設けて、うちの担当者も行って説明会を催している状況でございます。以上でございます。

ます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 一本松の話も出たので。ちなみに、一本松の方でもいちご団地造成事業に一度申し込んでやめた方もいらっしゃいますよね。現在、何人ぐらいになっているんですか、申し込み者は。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） 今のところ、最終的にこの間の火曜日に復興局と打ち合わせに行っていました。我々は考え方として、農林水産省の要領・要綱が生きるのかなという感じで、今後、このようないちご団地の造成は27年度まで続くのかなと私なりには思っていたんですけども、亘理町のこのいちご団地につきましてはこれだけですと、もう今後は、申請とかそういうものは、もう造成の配分はありませんよというような復興局からの話を聞きまして、びっくりしまして、来年度もあるというような認識でこちらが進んでいましたので、今、その通知を、再度確認するためにエントリーしていない方々にその通知を差し上げております。そして、再度、その通知を受けて、どのぐらいになるのかというのを把握したいと思っております。ただ、前は皆様方に周知していたのがイチゴ農家122人、花卉農家と野菜農家6人というような話ししていましたが、若干、いろいろと今後の状況、あと、先ほどの交付金が減額されたことによって、やっぱり面積が少なくなったという観点でやめる方々もおりました、現実には。その辺を再度説明をして、なるべく、最後だからこの事業に取り組んでいただきたい旨を説明して、それを長引かせてはハウスの設計にも影響しますので、早急にその辺をまとめていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 33人の代表者の皆さんに説明をする、これは大事なことです。と同時に、その代表者だけではなくて、今後、団地ごとでもいいですので、申し込んだ方々にわかりやすく丁寧に説明する機会を私、設ける必要があると思うんですね。その点についていかがですか。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） いずれ詳細な設計などが出れば、いろんな機会というのは出てくると思います。というのは、今まで土耕栽培が主な手法でやってきましたけ

れども、今回高設ということで、いろんな研修とかで集まる機会がありますので、そういう機会を設けながら全体的に周知していきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いちご団地造成事業については、先ほども言いましたけれども、一日も早く生産に踏み出すように事業を急ぐこと、また、多額の投資が生きるような経営や技術の面での援助、これが大事だと思いますけれども、その点について答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） このいちご団地造成事業は、本当に大きなプロジェクトだと思っております。そのためには、イチゴ農家そのものがやはり一致団結してこれに取り組んでいかなければならないと思っております。そのためには、やはり町といたしましても全力でこれらについて取り組まなければならないと思っております。まずもって、イチゴ生産者の方々がお互いに心をつなげて力を合わせてもらわないと、この事業は早く前に進まないと思っております。そういうことから、やはりこれについては、今まで、かつてない事業でございますので、議員各位にもぜひご協力、ご支援を賜りたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後に、このイチゴの栽培について言えば、きのうのラジオのニュースだと、北海道伊達市に移住してイチゴ栽培をした方々が、札幌のケーキ屋さんと提携してイチゴのついたケーキを商品化して販売しているとか、一本松とか新丁とか開墾場も含めて、地下水の塩分濃度が高くて困っていた方々が、ボランティアの方々の応援を得て泥出しをして、そして今、用水機場とか水道料金、水道水ですね、これも、業務用なんですけれども料金は一般用という形で生産を再開し、イチゴ観光農園も、ことしはお客さんが風評被害かどうかわからないんですけれども余り例年どおりにはいなくても、それにしても生産を再開しているし、後継者の方々も、40代の方々も、新しい高設の栽培ハウスをつくってイチゴの再開をしているとか、そして、いちご団地に希望を持ってこれから生産を再開しようという、こういう方々に支援するのが私は政治だと思うんですね。そのために全力で頑張りたいということをお願いいたします。以上です。

議長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前9時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1時20分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 熊田芳子

署名議員 小野一雄